

第4章

貸金業法の完全施行後の影響および資金需要者等の現状と動向に関する調査結果について

1 貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査

1 アンケート調査概要

①調査目的

資金需要者の動向および改正貸金業法の完全施行^{(*)1}の影響等を把握することを目的とし、総量規制^{(*)2}該当者と専業主婦（主夫）、個人事業主を対象にアンケート調査を行った。

(*)1 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付けを禁止する規制（一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付けを禁止したもの）。

(*)2 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行された。平成22年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ（5,000万円）等の改正貸金業法第4条施行（完全施行）が行われた。

②調査方法

調査対象	・総量規制該当者：1,000名 ^{(*)3} ・専業主婦（主夫）：500名 ^{(*)4} ・個人事業主：500名 ^{(*)4} (*)3 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する1,000名を抽出 (*)4 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある専業主婦（主夫）500名と総量規制に該当する個人事業主500名を抽出
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成22年8月26日～9月17日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	楽天リサーチ株式会社

③調査分析における留意点

- 1) 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 2) 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

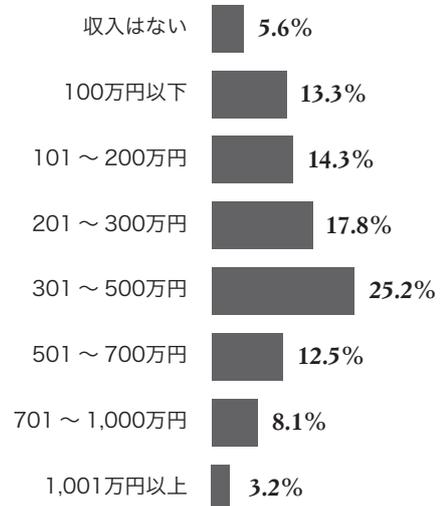
④ 標本構成

1) 個人年収

■ 総量規制該当者（専業主婦（主夫）、個人事業主を除く）

(n=1,000)

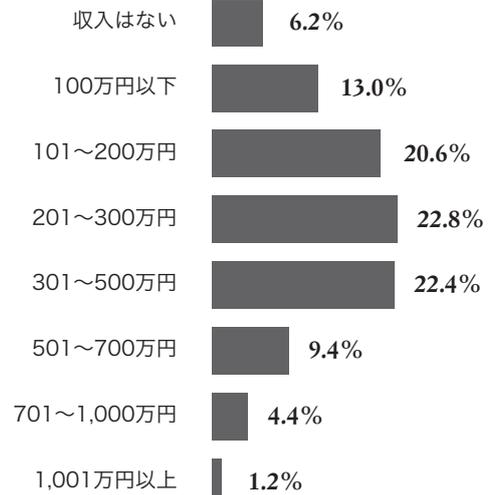
選択肢	回答数	回答率
収入はない	56	5.6%
100万円以下	133	13.3%
101～200万円	143	14.3%
201～300万円	178	17.8%
301～500万円	252	25.2%
501～700万円	125	12.5%
701～1,000万円	81	8.1%
1,001万円以上	32	3.2%
合計	1,000	100.0%



■ 個人事業主

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
収入はない	31	6.2%
100万円以下	65	13.0%
101～200万円	103	20.6%
201～300万円	114	22.8%
301～500万円	112	22.4%
501～700万円	47	9.4%
701～1,000万円	22	4.4%
1,001万円以上	6	1.2%
合計	500	100.0%



2 貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査結果

①総量規制該当者調査

1) 改正貸金業法の完全施行日（平成22年6月18日）以降の借入状況に関する調査結果

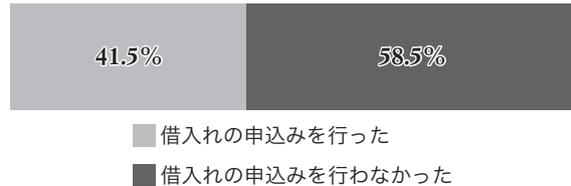
イ 新規申込状況

総量規制に該当する借入利用者（以下「総量規制該当者」と言う）に対して、完全施行日以降に新規の借入れの申込みを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が41.5%、「借入れの申込みを行わなかった」が58.5%となっている。

図表4-1 総量規制該当者の完全施行日以降の新規申込状況

(n=1,000)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	415	41.5%
借入れの申込みを行わなかった	585	58.5%
回答者数	1,000	100.0%

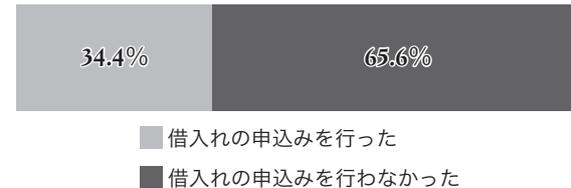


専業主婦（主夫）に対して、完全施行日以降に借入れの申込みを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が34.4%、「借入れの申込みを行わなかった」が65.6%となっている。

図表4-2 専業主婦（主夫）の完全施行日以降の新規申込状況

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	172	34.4%
借入れの申込みを行わなかった	328	65.6%
回答者数	500	100.0%



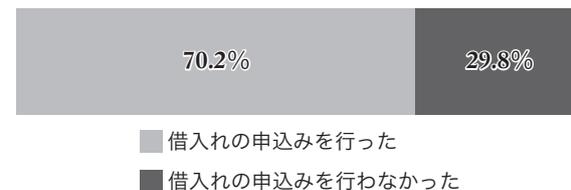
ロ 既存借入枠の利用状況

総量規制該当者に対して、完全施行日以降に既存の借入枠を利用して借入れを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が70.2%、「借入れの申込みを行わなかった」が29.8%となっている。

図表4-3 総量規制該当者の完全施行日以降の既存借入枠の利用状況

(n=1,000)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	702	70.2%
借入れの申込みを行わなかった	298	29.8%
回答者数	1,000	100.0%

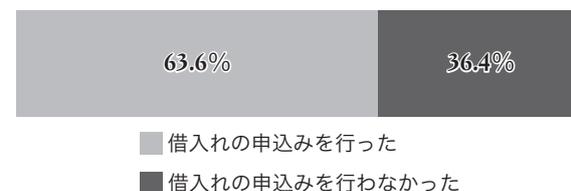


専業主婦（主夫）に対して、6月18日以降に既存の借入枠を利用して借入れを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が63.6%、「借入れの申込みを行わなかった」が36.4%となっている。

図表4-4 専業主婦（主夫）の完全施行日以降の既存借入枠の利用状況

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	318	63.6%
借入れの申込みを行わなかった	182	36.4%
回答者数	500	100.0%



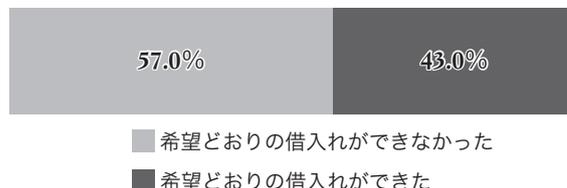
八 借入結果

完全施行日以降に借入れの申込みを行ったとした総量規制該当者に対して、完全施行日以降の借入れの結果を確認したところ、「希望どおりの借入れができなかった」が57.0%、「希望どおりの借入れができた」が43.0%となっている。

図表4-5 総量規制該当者の完全施行日以降の借入結果

(n=732)

選択肢	回答数	回答率
希望どおりの借入れができなかった	417	57.0%
希望どおりの借入れができた	315	43.0%
回答者数	732	100.0%



完全施行日以降に借入れの申込みを行ったとした専業主婦（主夫）に対して、完全施行日以降の借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができなかった」が32.3%、「希望どおりの借入れができた」が67.7%となっている。

図表4-6 専業主婦（主夫）の完全施行日以降の借入結果

(n=347)

選択肢	回答数	回答率
希望どおりの借入れができなかった	112	32.3%
希望どおりの借入れができた	235	67.7%
回答者数	347	100.0%



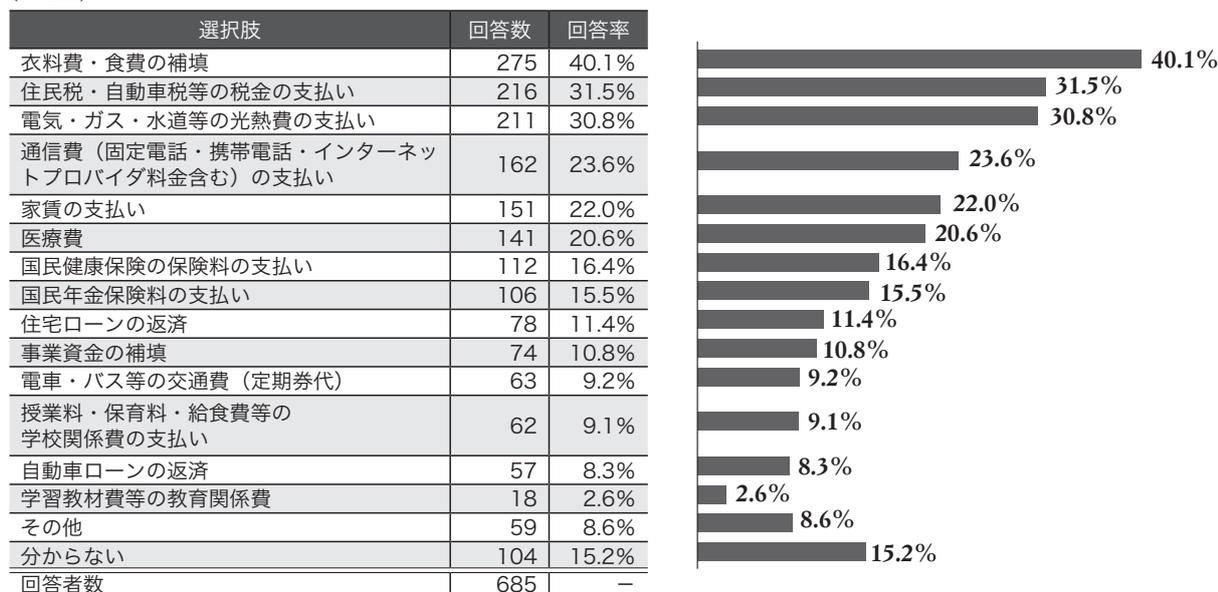
2) 希望どおりの借入れができなかった際の行動に関する調査結果

イ 希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと

希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めたとした総量規制該当者に対して、困ったことについて調査したところ、「衣料費・食費等の補填」(40.1%)、「住民税・自動車税等の税金の支払い」(31.5%)といった日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占めている。

図表4-7 総量規制該当者の希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと(複数回答)

(n=685)

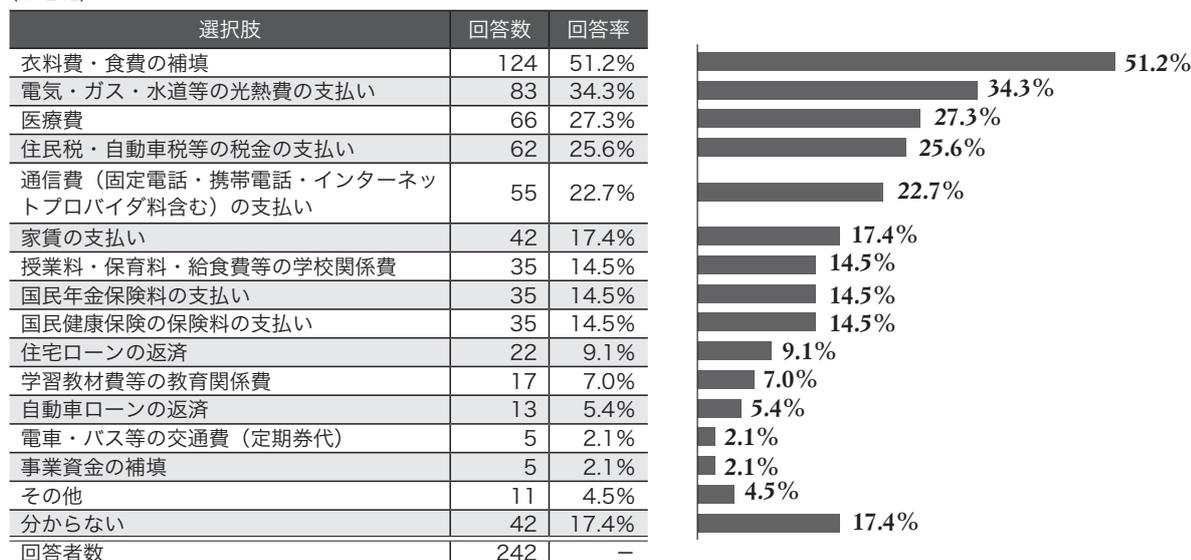


(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めたとした専業主婦(主夫)に対して、困ったことについて調査したところ、「衣料費・食費等の補填」(51.2%)、「電気・ガス・水道等の光熱費の支払い」(34.3%)、「医療費」(27.3%)、「住民税・自動車税等の税金の支払い」(25.6%)、「通信費(固定電話、携帯電話、インターネットプロバイダ料金含む)の支払い」(22.7%)が上位を占めている。

図表4-8 専業主婦(主夫)の希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと(複数回答)

(n=242)



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

3) 今後の借入れの必要性に関する調査結果

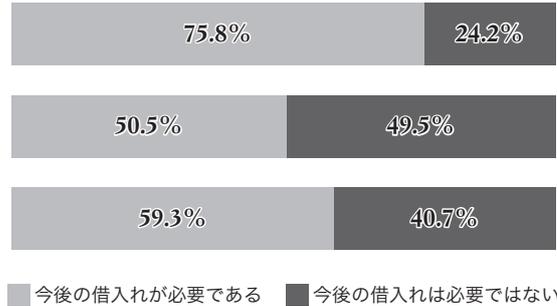
イ 借入状況別今後の借入れの必要性

総量規制該当者に対して、借入状況別に今後の借入れの必要性について調査したところ、「希望どおりの借入れができなかった」回答者の75.8%、「希望どおりの借入れができた」回答者の50.5%、「借入れの申込みを行わなかった」回答者の59.3%が「今後の借入れが必要である」と回答している。

図表4-9 総量規制該当者の借入状況別今後の借入れの必要性

(n=1,000)

	今後の借入れが必要である	今後の借入れは必要ではない	合計
希望どおりの借入れができなかった	316 75.8%	101 24.2%	417 100.0%
希望どおりの借入れができた	159 50.5%	156 49.5%	315 100.0%
借入れの申込みを行わなかった	337 59.3%	231 40.7%	568 100.0%

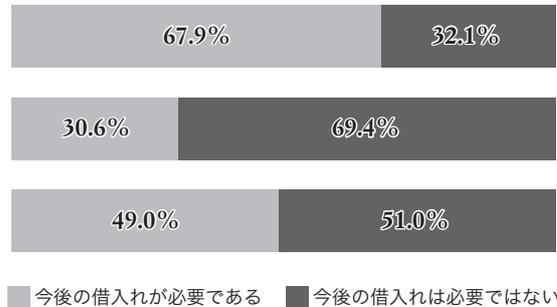


専業主婦（主夫）に対して、借入状況別に今後の借入れの必要性について調査したところ、「希望どおりの借入れができなかった」回答者の67.9%、「希望どおりの借入れができた」回答者の30.6%、「借入れの申込みを行わなかった」回答者の49.0%が「今後の借入れが必要である」と回答している。

図表4-10 専業主婦（主夫）の借入状況別今後の借入れの必要性

(n=500)

	今後の借入れが必要である	今後の借入れは必要ではない	合計
希望どおりの借入れができなかった	76 67.9%	36 32.1%	112 100.0%
希望どおりの借入れができた	72 30.6%	163 69.4%	235 100.0%
借入れの申込みを行わなかった	75 49.0%	78 51.0%	153 100.0%



4) 借入残高を段階的に減らしていくための借換え^(※1)の利用意向に関する調査結果

イ 借入残高を段階的に減らしていくための借換への利用意向

総量規制該当者に対して、複数の借入れを返済期間が長く月々の返済負担も少ない1本の借入れに借り換えることが可能なサービスの利用意向について調査したところ、「是非利用したい」が43.1%と最も高く、次いで「利用を検討する可能性がある」が41.0%、「利用しない」が8.7%となっている。

図表4-11 総量規制該当者の借入残高を段階的に減らしていくための借換への利用意向

(n=1,000)

選択肢	回答数	回答率
是非利用したい	431	43.1%
利用を検討する可能性がある	410	41.0%
利用しない	87	8.7%
その他	17	1.7%
分からない	55	5.5%
合計	1,000	100.0%

(※1) 「借り手の目線に立った10の方策」により、総量規制に該当している借り手が、これまでのリボルビング契約に基づく借入れについて、返済期間が長く、月々の返済負担も少ない、一本の借入れに借り換えることによって、段階的に借入残高を減らすことが可能となる措置が講じられ、段階的な返済のための借換を総量規制の例外としている。

専業主婦（主夫）に対して、複数の借入れを返済期間が長く月々の返済負担も少ない1本の借入れに借り換えることが可能なサービスの利用意向について調査したところ、「利用を検討する可能性がある」が40.2%と最も高く、次いで「是非利用したい」が24.4%、「利用しない」が17.4%となっている。

図表4-12 専業主婦（主夫）の借入残高を段階的に減らしていくための借換への利用意向

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
是非利用したい	122	24.4%
利用を検討する可能性がある	201	40.2%
利用しない	87	17.4%
その他	8	1.6%
分からない	82	16.4%
合計	500	100.0%

②個人事業主調査

1) 個人事業主の完全施行日以降の借入状況に関する調査結果

イ 新規申込状況

総量規制に該当する個人事業主（以下「個人事業主」と言う）に対して、完全施行日以降に借入れの申込みを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が36.8%、「借入れの申込みを行わなかった」が63.2%となっている。

図表4-13 個人事業主の完全施行日以降の新規申込状況

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	184	36.8%
借入れの申込みを行わなかった	316	63.2%
回答者数	500	100.0%



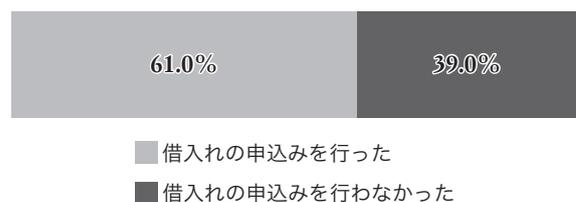
ロ 既存借入枠の利用状況

個人事業主に対して、完全施行日以降に既存の借入枠を利用して借入れを行ったかを調査したところ、「借入れの申込みを行った」が61.0%、「借入れの申込みを行わなかった」が39.0%となっている。

図表4-14 個人事業主の完全施行日以降の既存借入枠の利用状況

(n=500)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	305	61.0%
借入れの申込みを行わなかった	195	39.0%
回答者数	500	100.0%



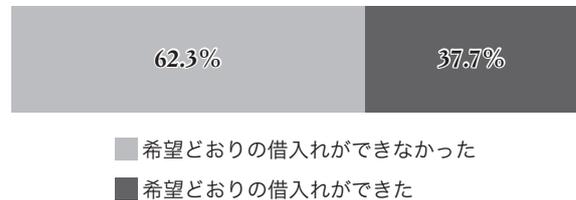
ハ 個人事業主の完全施行日以降の借入結果

完全施行日以降に借入れの申込みを行ったとした個人事業主に対して、完全施行日以降の借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができなかった」が62.3%、「希望どおりの借入れができた」が37.7%となっている。

図表4-15 個人事業主の完全施行日以降の借入結果

(n=332)

選択肢	回答数	回答率
希望どおりの借入れができなかった	207	62.3%
希望どおりの借入れができた	125	37.7%
回答者数	332	100.0%



2) 希望どおりの借入れができなかった際の行動に関する調査結果

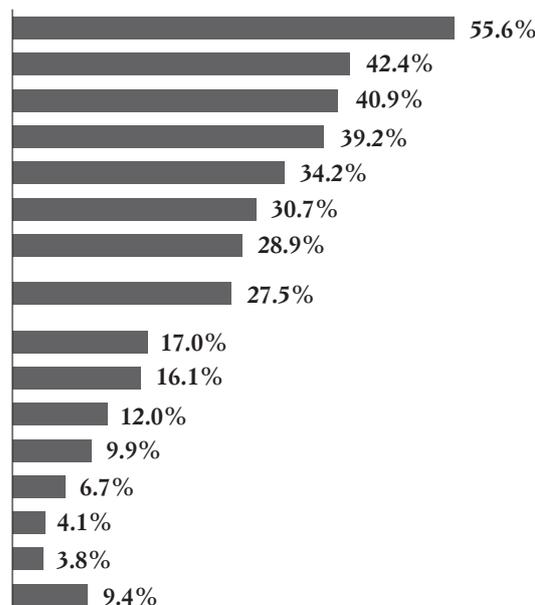
イ 借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと

借入れができなかった、あるいは借入れを諦めたとした個人事業主に対して、困ったことについて調査したところ、「事業資金の補填」(55.6%)、「国民健康保険の保険料の支払い」(42.4%)、「住民税・自動車税等の税金の支払い」(40.9%)、「国民年金保険料の支払い」(39.2%)が上位を占めている。

図表4-16 個人事業主の希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと(複数回答)

(n=375)

選択肢	回答数	回答率
事業資金の補填	190	55.6%
国民健康保険の保険料の支払い	145	42.4%
住民税・自動車税等の税金の支払い	140	40.9%
国民年金保険料の支払い	134	39.2%
電気・ガス・水道等の光熱費の支払い	117	34.2%
衣料費・食費の補填	105	30.7%
家賃の支払い	99	28.9%
通信費(固定電話・携帯電話・インターネットプロバイダ料含む)の支払い	94	27.5%
住宅ローンの返済	58	17.0%
医療費	55	16.1%
自動車ローンの返済	41	12.0%
授業料・保育料・給食費等の学校関係費	34	9.9%
電車・バス等の交通費(定期券代)	23	6.7%
学習教材費の教育関係費	14	4.1%
その他	13	3.8%
分からない	32	9.4%
回答者数(*1)	342	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(*1) 回答していない方を除く。

3) 今後の借入れの必要性に関する調査

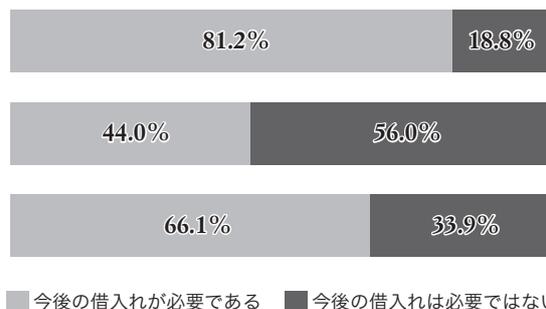
イ 借入状況別今後の借入れの必要性

個人事業主に対して、借入状況別に今後の借入れの必要性について調査したところ、「希望どおりの借入れができなかった」回答者の81.2%、「希望どおりの借入れができた」回答者の44.0%、「借入れの申込みを行わなかった」回答者の66.1%が「今後の借入れが必要である」と回答している。

図表4-17 個人事業主の借入状況別今後の借入れの必要性

(n=500)

	今後の借入れ		合計
	が必要である	必要ではない	
希望どおりの借入れができなかった	168 81.2%	39 18.8%	207 100.0%
希望どおりの借入れができた	55 44.0%	70 56.0%	125 100.0%
借入れの申込みを行わなかった	111 66.1%	57 33.9%	168 100.0%



2

資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査

1 アンケート調査概要

①借入利用者調査

1) 調査目的

改正貸金業法の完全施行の影響および現状と動向を把握することを目的とし、借入利用者を対象に、アンケート調査を行った。

2) 調査方法

調査対象	・借入利用者：3,000名 ^(*1) ・専業主婦（主夫）：482名 ^(*2) (*1) 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する1,385名と、総量規制に該当しない1,615名を抽出 (*2) 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある、パート収入含む一切の収入がない専業主婦（主夫）を抽出
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成23年1月12日～2月15日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

3) 調査分析における留意点

- イ 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- ロ 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

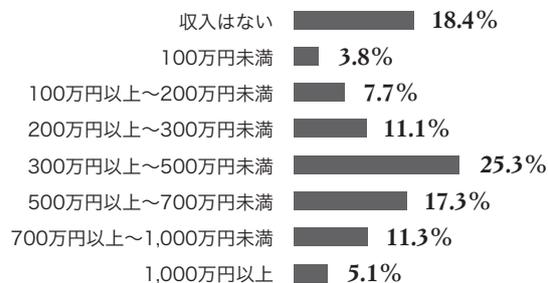
4) 標本構成

イ 個人年収

■ 借入利用者 (*1)

(n=3,482)

カテゴリー名	回答数	回答率
収入はない	641	18.4%
100万円未満	131	3.8%
100万円以上～200万円未満	267	7.7%
200万円以上～300万円未満	387	11.1%
300万円以上～500万円未満	881	25.3%
500万円以上～700万円未満	604	17.3%
700万円以上～1,000万円未満	392	11.3%
1,000万円以上	179	5.1%
全体	3,482	100.0%



(*1) 専業主婦（主夫）482名を含む

● 借入利用者の内訳

■ 総量規制該当者

(n=1,385)

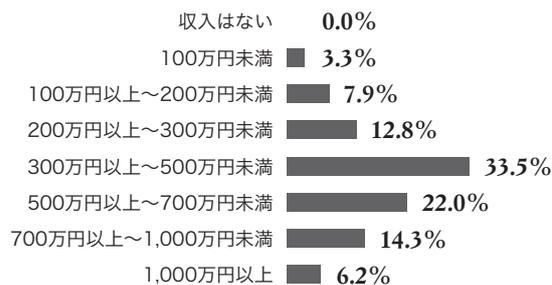
カテゴリー名	回答数	回答率
収入はない	159	11.5%
100万円未満	78	5.6%
100万円以上～200万円未満	139	10.0%
200万円以上～300万円未満	181	13.1%
300万円以上～500万円未満	340	24.6%
500万円以上～700万円未満	248	17.9%
700万円以上～1,000万円未満	161	11.6%
1,000万円以上	79	5.7%
全体	1,385	100.0%



■ 総量規制非該当者

(n=1,615)

カテゴリー名	回答数	回答率
収入はない	0	0.0%
100万円未満	53	3.3%
100万円以上～200万円未満	128	7.9%
200万円以上～300万円未満	206	12.8%
300万円以上～500万円未満	541	33.5%
500万円以上～700万円未満	356	22.0%
700万円以上～1,000万円未満	231	14.3%
1,000万円以上	100	6.2%
全体	1,615	100.0%



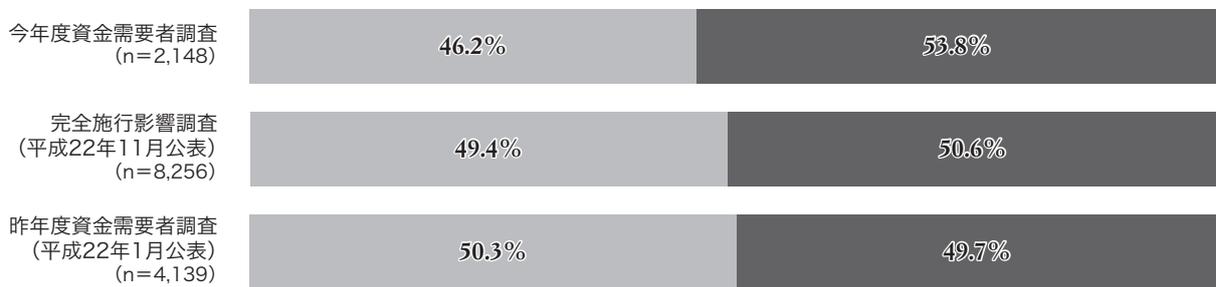
□ 総量規制該当者比率

●消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

プレ調査214,509名のうち、消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、46.2%が年収の3分の1を超える借入残高があり、昨年度資金需要者調査^(*) および完全施行影響調査^(**)の結果よりやや低下する結果となっている。

■消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

選択肢	今年度資金需要者調査		完全施行影響調査 (平成22年11月公表)		昨年度資金需要者調査 (平成22年1月公表)	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
借入総額が年収の3分の1を超える方	992	46.2%	4,082	49.4%	2,080	50.3%
借入総額が年収の3分の1以下の方	1,156	53.8%	4,174	50.6%	2,059	49.7%
合計	2,148	100.0%	8,256	100.0%	4,139	100.0%



■ 借入総額が年収の3分の1を超える方 ■ 借入総額が年収の3分の1以下の方

(*1) 平成22年1月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告。

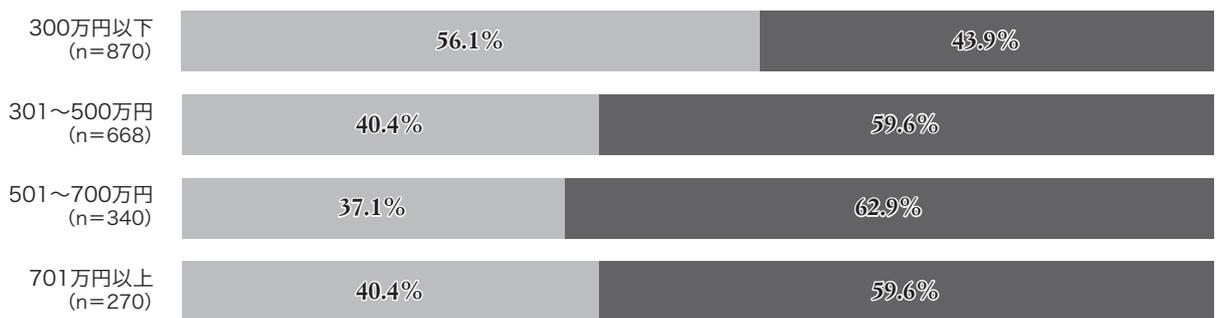
(*2) 平成22年11月に公表した「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」報告。

●年収別総量規制該当比率

消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率を所得階層別に見てみると、借入総額が年収の3分の1を超える割合は、年収300万円以下では56.1%、年収301～500万円では40.4%、年収501～700万円では37.1%、年収701万円以上では40.4%と、概ね年収が低い層ほど、総量規制に該当する割合が高い。

■消費者金融会社の借入利用者の年収別総量規制該当比率

選択肢	300万円以下		301～500万円		501～700万円		701万円以上	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
借入総額が年収の3分の1を超える方	488	56.1%	270	40.4%	126	37.1%	109	40.4%
借入総額が年収の3分の1以下の方	382	43.9%	398	59.6%	214	62.9%	161	59.6%
合計	870	100.0%	668	100.0%	340	100.0%	270	100.0%



■ 借入総額が年収の3分の1を超える方 ■ 借入総額が年収の3分の1以下の方

②事業者調査

1) 調査目的

改正貸金業法の完全施行の影響および現状と動向を把握することを目的とし、事業者（個人事業主・企業経営者）を対象にアンケート調査を行った。

2) 調査方法

回答者数	・個人事業主 ^(※1) ：755名 (※1) 現在、貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金など）の借入残高がある方 ・企業経営者 ^(※2) ：351名 (※2) 本人が経営する会社、または所属する会社が、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」および同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」に該当する方で、貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある方
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成23年1月21日～2月15日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

3) 調査分析における留意点

- イ 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- ロ 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

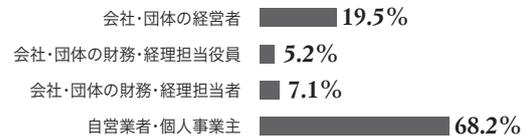
4) 標本構成

イ 職業

■ 個人事業主・企業経営者

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
会社・団体の経営者	216	19.5%
会社・団体の財務・経理担当役員	57	5.2%
会社・団体の財務・経理担当者	78	7.1%
自営業者・個人事業主	755	68.2%
全体	1,106	100.0%

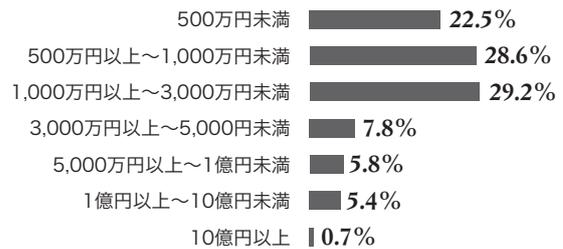


ロ 年商

■ 個人事業主

(n=755)

選択肢	回答数	回答率
500万円未満	170	22.5%
500万円以上～1,000万円未満	216	28.6%
1,000万円以上～3,000万円未満	220	29.2%
3,000万円以上～5,000円未満	59	7.8%
5,000万円以上～1億円未満	44	5.8%
1億円以上～10億円未満	41	5.4%
10億円以上	5	0.7%
全体	755	100.0%

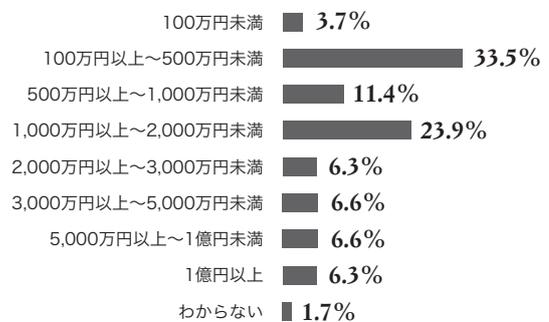


ハ 資本金

■ 会社法人

(n=351)

選択肢	回答数	回答率
100万円未満	13	3.7%
100万円以上～500万円未満	118	33.5%
500万円以上～1,000万円未満	40	11.4%
1,000万円以上～2,000万円未満	84	23.9%
2,000万円以上～3,000万円未満	22	6.3%
3,000万円以上～5,000万円未満	23	6.6%
5,000万円以上～1億円未満	23	6.6%
1億円以上	22	6.3%
わからない	6	1.7%
全体	351	100.0%



2 資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査

①借入利用者調査

1) 改正貸金業法の完全施行日（平成22年6月18日）以降の借入状況に関する調査結果

イ 借入申込状況

借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、「借入れの申込みを行った」が42.4%、「借入れの申込みを行わなかった」が57.6%となっている。

図表4-18 借入利用者の完全施行日以降の申込状況

(n=3,000)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	1,273	42.4%
借入れの申込みを行わなかった	1,727	57.6%
合計	3,000	100.0%



ロ 借入結果

完全施行日以降に借入れの申込みを行ったとした借入利用者（全体の42.4%）に対して、借入れの結果を調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が57.9%、「希望どおりの借入れができなかった^(※1)」が42.1%となっている。

図表4-19 借入利用者の完全施行日以降の借入結果

(n=1,273)

選択肢	回答数	回答率
希望どおりの借入れができた	737	57.9%
希望どおりの借入れができなかった	536	42.1%
合計	1,273	100.0%



(※1) 借入申込みに対する結果が、「借入れできたが、希望どおりの金額ではなかった」、「(希望どおりの金額ではなかったので、)借入れをやめた」、「借入れを断られた(借入れできなかった)」とした回答者。

八 借入れの申込みを行わなかった理由

完全施行日以降に借入れの申込みを行わなかったとした借入利用者（全体の57.6%）に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」が87.8%と最も高く、「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が10.1%、「既存の借入先からの通知やお客様センター等への問合せにより、新たな借入れができないことを知ったから」が2.8%となっている。

図表4-20 借入利用者の完全施行日以降に借入れの申込みを行わなかった理由（複数回答）

(n=1,464)

選択肢	回答数	回答率
新たな借入れの必要がなかったから	1,243	87.8%
既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから	143	10.1%
既存の借入先からの通知やお客様センター等への問合せにより、新たな借入れができないことを知ったから	39	2.8%
近くに貸金業者の店舗がなかったから（なくなったから）	0	0.0%
その他	39	2.8%
回答者数 ^(*)	1,416	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(*)1) 回答していない方を除く。

二 借入れを申込み必要がなかった理由

新たな借入れの必要がなかったからとした借入利用者（全体の41.4%）に対して、その理由について調査したところ、「以前の借入れに対する返済を含めて、現在の収入の中で生活ができているから」と回答した割合が81.8%と最も高く、「生活費を切り詰めて（生活水準を落として）、支出を抑制したから」が16.2%、「趣味/娯楽（レジャー、旅行を含む）やギャンブルなどの費用を切り詰めて、支出を抑制したから」が14.6%となっている。

図表4-21 借入利用者の完全施行日以降に借入れを申込み必要がなかった理由（複数回答）

(n=1,243)

選択肢	回答数	回答率
以前の借入れに対する返済を含めて、現在の収入の中で生活ができているから	1,017	81.8%
生活費を切り詰めて（生活水準を落として）、支出を抑制したから	201	16.2%
趣味/娯楽（レジャー、旅行を含む）やギャンブルなどの費用を切り詰めて、支出を抑制したから	181	14.6%
銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関から借り入れたから	41	3.3%
家族や親族、友人・知人から借り入れたから	39	3.1%
保有資産（金融資産を含む）を売却し、資金を捻出したから	34	2.7%
借入れ目的の支出を繰り延べたから	13	1.0%
クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したから	5	0.4%
ヤミ金融等非正規業者から借り入れたから	0	0.0%
その他	30	2.4%
回答者数	1,243	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

2) 借入れができなかった際の行動に関する調査結果

イ 希望どおりの借入れができなかった際にとった行動

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者（全体の17.9%）に対して、その際にとった行動では、「生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）、予定していた支出をあきらめた」が52.1%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が27.8%、「生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）、現在の借入金を返済した」が18.8%となっている。

図表4-22 借入利用者の希望どおりの借入れができなかった際にとった行動（複数回答）

(n=536)

選択肢	回答数	回答率
生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）、予定していた支出をあきらめた	279	52.1%
家族や親族、友人・知人から借りた	149	27.8%
生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）、現在の借入金を返済した	101	18.8%
公共料金の支払い繰り延べにより、資金を捻出した	81	15.1%
新しく仕事（パートやアルバイトを含む）を始めたり増やしたりした	69	12.9%
家族や親族、友人・知人に相談した	60	11.2%
保有資産を売却した	57	10.6%
既存借入れの返済期間の延長を申し入れた	48	9.0%
過払い金の返還請求を行った	41	7.6%
銀行・信用金庫・信用組合等預金取扱い金融機関から借りた	35	6.5%
弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口（法テラスを含む）に相談した	35	6.5%
返済ができなくて、自己破産・債務整理の手続きを申請した	28	5.2%
クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用した	28	5.2%
ヤミ金融等非正規業者から借りた	11	2.1%
金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口相談した	4	0.7%
消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口相談した	2	0.4%
その他	21	3.9%
特に何もしていない	85	15.9%
回答者数	536	-

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ロ 希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者（全体の17.9%）に対して、その際に困ったことについて調査したところ、「納税・納付などの支払いが遅れた（遅れそうだ）」(42.7%)、「衣料費、食費が足りない（食材が買えない）」(31.3%)といった日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占めている。

図表4-23 借入利用者の希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと（複数回答）

(n=536)

選択肢	回答数	回答率
納税・納付などの支払いが遅れた（遅れそうだ）	229	42.7%
衣料費、食費が足りない（食材が買えない）	168	31.3%
電気・ガス・水道などの光熱費の支払いが遅れた（遅れそうだ）	162	30.2%
通信費（固定電話、携帯電話、インターネットプロバイダ料金含む）の支払いが遅れた（遅れそうだ）	118	22.0%
家賃の支払いが遅れた（遅れそうだ）	104	19.4%
医療費が足りない	84	15.7%
住宅ローンの返済が遅れた（遅れそうだ）	63	11.8%
授業料、保育料、給食費等の学校関係費の支払いが遅れた（遅れそうだ）	61	11.4%
自動車ローンの返済が遅れた（遅れそうだ）	44	8.2%
電車・バスの定期券が購入できなかった	32	6.0%
学習教材を購入できなかった	17	3.2%
事業の資金繰りが厳しくなった（なりそうだ）	3	0.6%
わからない	131	24.4%
回答者数	536	-

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

3) 貸金業者に対する返済状況に関する調査結果

イ 返済余力の状況

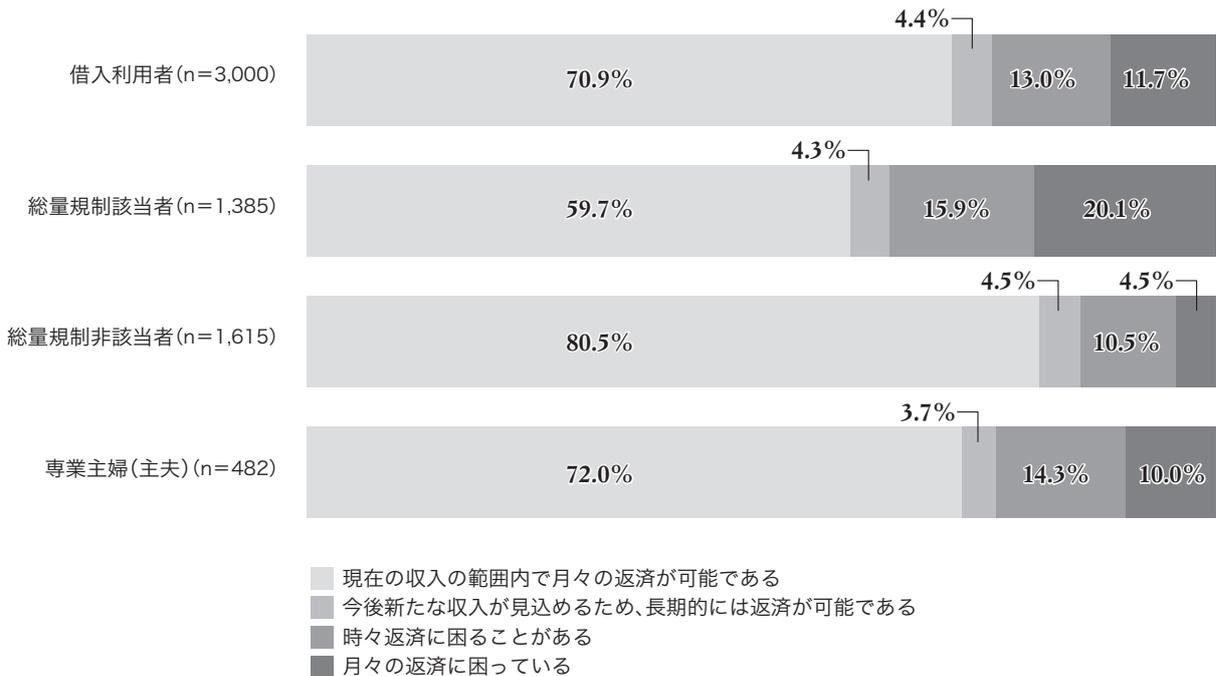
借入利用者に対して、現在の借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(70.9%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(4.4%)をあわせて75.3%となっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(13.0%)、「月々の返済に困っている」(11.7%)をあわせて24.7%となっている。

借入利用者のうち総量規制に該当する回答者(全体の46.2%)の借入れの返済余力を見ると、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(59.7%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(4.3%)をあわせて64.0%となっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(15.9%)、「月々の返済に困っている」(20.1%)をあわせて36.0%となっている。

専業主婦(主夫)では、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(72.0%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(3.7%)をあわせて75.7%となっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(14.3%)、「月々の返済に困っている」(10.0%)をあわせて24.3%となっている。

図表4-24 返済余力の状況

	現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である	今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である	時々返済に困ることがある	月々の返済に困っている	合計
借入利用者 (n=3,000)	2,127 70.9%	133 4.4%	389 13.0%	351 11.7%	3,000 100.0%
総量規制該当者 (n=1,385)	826 59.7%	60 4.3%	220 15.9%	279 20.1%	1,385 100.0%
総量規制非該当者 (n=1,615)	1,301 80.5%	73 4.5%	169 10.5%	72 4.5%	1,615 100.0%
専業主婦(主夫) (n=482)	347 72.0%	18 3.7%	69 14.3%	48 10.0%	482 100.0%



現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である
 今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である
 時々返済に困ることがある
 月々の返済に困っている

4) 借入れの際に必要な書類の提出状況に関する調査結果

イ 収入を証明する書類等^(※1)の提出依頼有無

借入利用者（無職を除く）に対して、貸金業者から借入れの際に収入を証明する書類等^(※1)の提出を求められたことがあるか調査したところ、「提出を求められたことがある」が52.9%、「提出を求められたことがない」が47.1%となっている。

図表4-25 借入利用者の借入れに必要な書類の提出依頼有無

(n=2,817)

選択肢	回答数	回答率
収入を証明する書類の提出を求められたことがある	1,491	52.9%
収入を証明する書類の提出を求められたことはない	1,326	47.1%
合計	2,817	100.0%



(※1) 収入を証明する書類として、以下の書類を指す。

- ①源泉徴収票、②所得証明書類、③支払調書、④納税通知書、⑤青色申告決算書、⑥確定申告書、⑦収支内訳書、⑧年金証書、⑨年金通知書、⑩給与の支払明細書

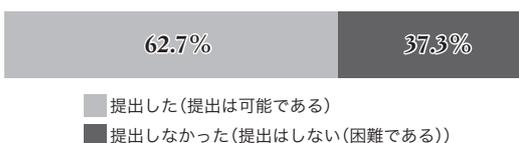
ロ 収入を証明する書類の提出状況

借入利用者（無職を除く）に対して、借入れの際に収入を証明する書類を提出したかどうか（あるいは、提出可能かどうか）について調査したところ、「提出した（提出は可能である）」が62.7%、「提出しなかった（提出はしない（困難である）」が37.3%となっている。

図表4-26 借入利用者の収入を証明する書類の提出状況

(n=2,817)

選択肢	回答数	回答率
提出した（提出は可能である）	1,766	62.7%
提出しなかった（提出はしない（困難である））	1,051	37.3%
合計	2,817	100.0%



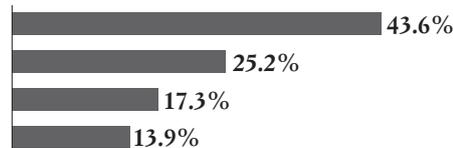
ハ 収入を証明する書類を提出しなかった理由

収入を証明する書類を提出しなかった借入利用者（全体の37.3%）に対して、その理由について調査したところ、「書類を提出したくなかったから/提出したくないから」が43.6%と最も高く、「書類を準備するのがわずらわしかったから/わずらわしいから」が25.2%となっている。

図表4-27 借入利用者の収入を証明する書類を提出しなかった理由

(n=1,051)

選択肢	回答数	回答率
書類を提出したくなかったから/提出したくないから	458	43.6%
書類を準備するのがわずらわしかったから/わずらわしいから	265	25.2%
書類を持っていなかったから/持っていないから（紛失を含む）	182	17.3%
その他	146	13.9%
合計	1,051	100.0%



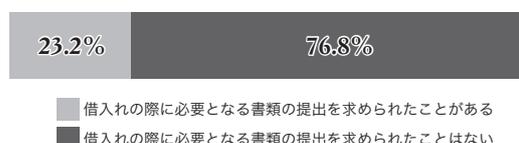
ニ 専業主婦（主夫）が借入れに必要な書類^(※2)の依頼有無

専業主婦（主夫）に対して、貸金業者から借入れの際に必要な書類等の提出を求められたかどうか調査したところ、「提出を求められたことがある」が23.2%、「提出を求められたことがない」が76.8%となっている。

図表4-28 専業主婦（主夫）の借入れに必要な書類の提出状況

(n=482)

選択肢	回答数	回答率
借入れの際に必要な書類の提出を求められたことがある	112	23.2%
借入れの際に必要な書類の提出を求められたことはない	370	76.8%
合計	482	100.0%



(※2) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。

- ①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

ホ 専業主婦（主夫）が借入れに必要な書類の提出状況

専業主婦（主夫）に対して、借入れの際に必要な書類を提出したかどうか（あるいは、提出可能かどうか）について調査したところ、「提出した（提出は可能である）」が21.6%、「提出しなかった（提出はしない（困難である））」が78.4%となっている。

図表4-29 専業主婦（主夫）の借入れに必要な書類の提出状況

(n=482)

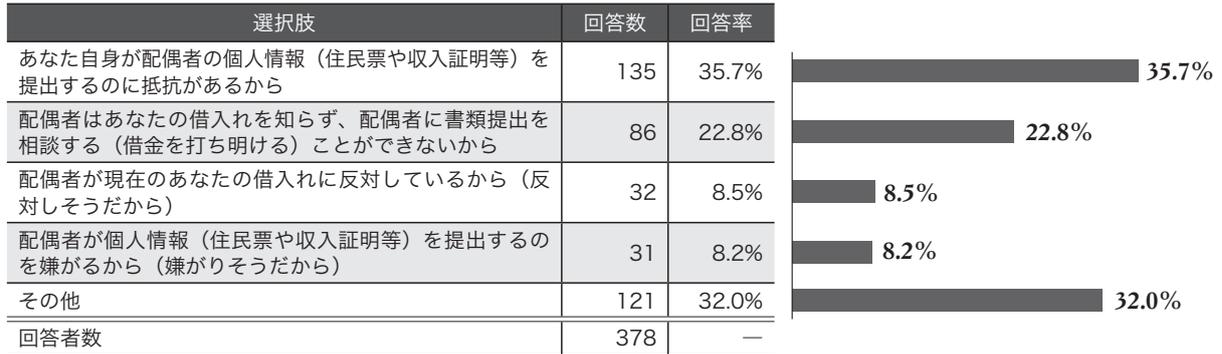


ヘ 専業主婦（主夫）が借入れに必要な書類を提出しなかった理由

借入れの際に必要な書類を提出しなかった専業主婦（主夫）（専業主婦（主夫）全体の78.4%）に対して、その理由について調査したところ、「あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明等）を提出するのに抵抗があるから」が35.7%と最も高くなっている。

図表4-30 専業主婦（主夫）の書類を提出しなかった理由（複数回答）

(n=378)



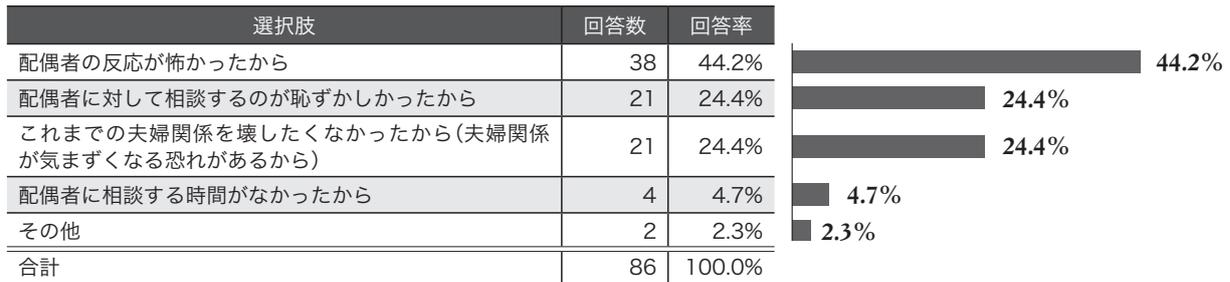
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ト 配偶者に借入れに必要な書類の提出について相談できない理由

配偶者が借入れを知らず、書類提出を相談することができないとした専業主婦（主夫）（専業主婦（主夫）全体の17.8%）に対して、その理由について調査したところ、「配偶者の反応が怖かったから」(44.2%)、「配偶者に対して相談するのが恥ずかしかったから」(24.4%)、「これまでの夫婦関係を壊したくなかったから」(24.4%)が上位を占めている。

図表4-31 専業主婦（主夫）の書類提出を配偶者に相談できなかった理由

(n=86)



5) ヤミ金融等非正規業者の利用状況に関する調査結果

イ ヤミ金融等非正規業者との接触経験の有無

借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0.3%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(2.4%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(3.8%)をあわせて6.5%となっている。一方、「利用したことがない（接触したこともない）」と回答した割合は93.5%となっている。

専業主婦（主夫）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(0.4%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(3.5%)をあわせて3.9%となっている。一方、「利用したことがない（接触したこともない）」と回答した割合は96.1%となっている。

図表4-32 ヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

	利用したことがある（現在も残高あり）	利用したことがある（現在は残高なし）	利用したことはない（接触したことはある）	利用したことはない（接触したこともない）	合計
借入利用者 (n=3,000)	8 0.3%	71 2.4%	115 3.8%	2,806 93.5%	3,000 100.0%
総量規制該当者 (n=1,385)	3 0.2%	38 2.7%	59 4.3%	1,285 92.8%	1,385 100.0%
総量規制非該当者 (n=1,615)	5 0.3%	33 2.0%	56 3.5%	1,521 94.2%	1,615 100.0%
専業主婦（主夫） (n=482)	0 0.0%	2 0.4%	17 3.5%	463 96.1%	482 100.0%

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者（全体の17.9%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0.4%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(5.4%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(8.4%)をあわせて14.2%となった。一方、「利用したことがない（接触したこともない）」と回答した割合は85.8%となっている。

図表4-33 希望どおりの借入れができなかった借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

	利用したことがある（現在も残高あり）	利用したことがある（現在は残高なし）	利用したことはない（接触したことはある）	利用したことはない（接触したこともない）	合計
借入利用者 (n=536)	2 0.4%	29 5.4%	45 8.4%	460 85.8%	536 100.0%
総量規制該当者 (n=366)	2 0.5%	20 5.5%	34 9.3%	310 84.7%	366 100.0%
総量規制非該当者 (n=170)	0 0.0%	9 5.3%	11 6.5%	150 88.2%	170 100.0%

ロ ヤミ金融等非正規業者の利用理由

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした借入利用者（全体の2.7％）に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」（53.2％）、「緊急にお金が必要になったから」（50.6％）が上位を占めている。

図表4-34 借入利用者のヤミ金融等非正規業者の利用理由（複数回答）

(n=79)

選択肢	回答数	回答率
正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから	42	53.2%
緊急にお金が必要になったから	40	50.6%
ヤミ金融等非正規業者だとわからなかったから	9	11.4%
以前から知っていた業者だったから	9	11.4%
その他	4	5.1%
回答者数	79	—



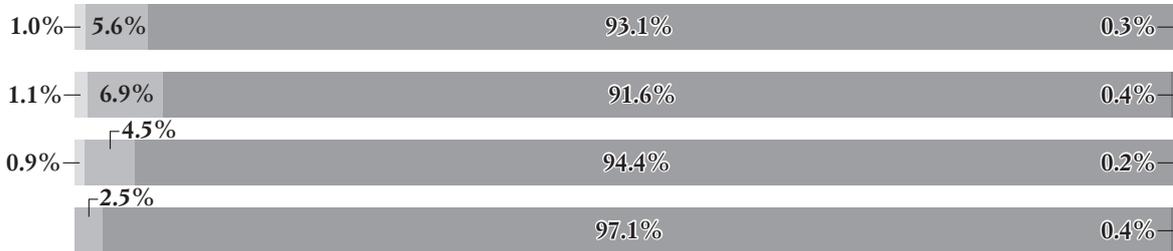
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ハ ヤミ金融等非正規業者の利用意向

借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れしない」が93.1％、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない」が5.6％、「必要に応じ、借入れを検討する」が1.0％となっている。

図表4-35 ヤミ金融等非正規業者の利用意向

	必要に応じ、借入れを検討する	どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない	どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れしない	その他	合計
借入利用者 (n=3,000)	29 1.0%	168 5.6%	2,794 93.1%	9 0.3%	3,000 100.0%
総量規制該当者 (n=1,385)	15 1.1%	95 6.9%	1,269 91.6%	6 0.4%	1,385 100.0%
総量規制非該当者 (n=1,615)	14 0.9%	73 4.5%	1,525 94.4%	3 0.2%	1,615 100.0%
専業主婦（主夫）(n=482)	0 0.0%	12 2.5%	468 97.1%	2 0.4%	482 100.0%



- 必要に応じ、借入れを検討する
- どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない
- どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れしない
- その他

6) クレジットカードショッピング枠の現金化業者^{(*)1}の利用状況に関する調査結果

イ クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者^{(*)1}との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」(2.3%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(2.3%)、「利用したことはない（接触したことはない）」(3.2%)をあわせて7.8%となった。一方、「利用したことがない（接触したこともない）」と回答した割合は92.2%となっている。

専業主婦（主夫）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(1.7%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(1.0%)、「利用したことはない（接触したことはない）」(1.7%)をあわせて4.4%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は95.6%となっている。

図表4-36 クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無

	利用したことがある (現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)	利用したことがある (現在は残高なし)	利用したことはない (接触したことはない)	利用したことはない (接触したこともない)	合計
借入利用者 (n=3,000)	69 2.3%	70 2.3%	95 3.2%	2,766 92.2%	3,000 100.0%
総量規制該当者 (n=1,385)	35 2.5%	45 3.2%	50 3.6%	1,255 90.7%	1,385 100.0%
総量規制非該当者 (n=1,615)	24 1.5%	35 2.2%	45 2.8%	1,511 93.5%	1,615 100.0%
専業主婦（主夫）(n=482)	8 1.7%	5 1.0%	8 1.7%	461 95.6%	482 100.0%

(*)1 クレジットカードで商品を購入させ、手数料を差し引いた金額で買い取る業者や、ほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、その代金の何割かをキャッシュバックする業者等を指す。これに限らず、換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりするケースもある。

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者（全体の17.9%）では、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」(6.0%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(3.7%)、「利用したことはない（接触したことはない）」(5.2%)をあわせて14.9%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は85.1%となっている。

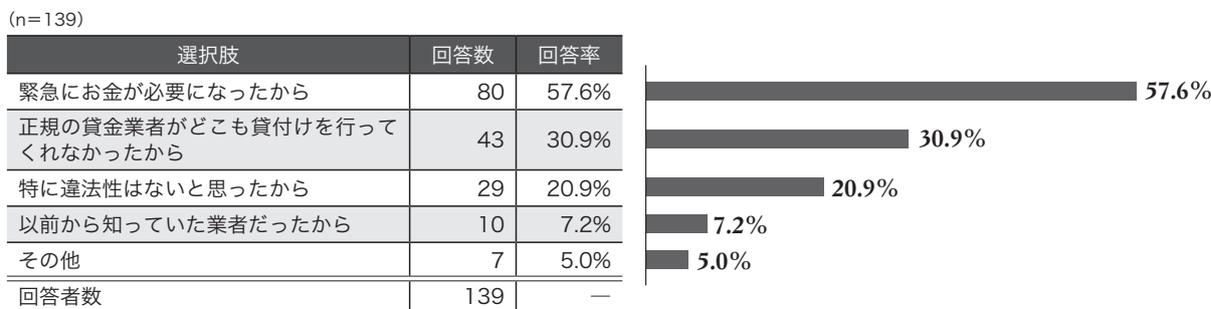
図表4-37 希望どおりの借入れができなかった借入利用者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無

	利用したことがある (現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)	利用したことがある (現在は残高なし)	利用したことはない (接触したことはない)	利用したことはない (接触したこともない)	合計
借入利用者 (n=536)	32 6.0%	20 3.7%	28 5.2%	456 85.1%	536 100.0%
総量規制該当者 (n=366)	28 7.7%	13 3.6%	24 6.6%	301 82.1%	366 100.0%
総量規制非該当者 (n=170)	4 2.4%	7 4.1%	4 2.4%	155 91.1%	170 100.0%

ロ クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした借入利用者（全体の4.6%）に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」（57.6%）が最も高く、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」（30.9%）となっている。

図表4-38 借入利用者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由（複数回答）



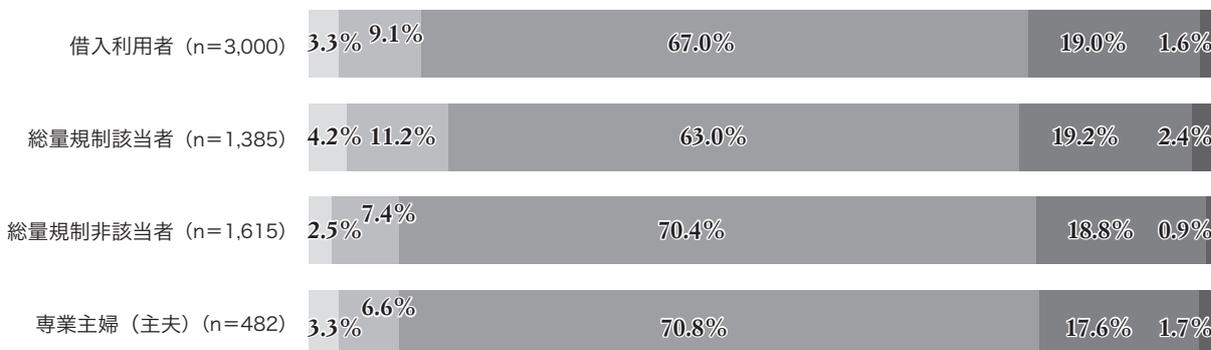
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ハ クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」が67.0%、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない」が9.1%、「必要に応じ、利用を検討する」が3.3%となっている。

図表4-39 クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

	必要に応じ、利用を検討する	どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない	どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない	クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない	その他	合計
借入利用者 (n=3,000)	99 3.3%	274 9.1%	2,010 67.0%	569 19.0%	48 1.6%	3,000 100.0%
総量規制該当者 (n=1,385)	58 4.2%	155 11.2%	873 63.0%	266 19.2%	33 2.4%	1,385 100.0%
総量規制非該当者 (n=1,615)	41 2.5%	119 7.4%	1,137 70.4%	303 18.8%	15 0.9%	1,615 100.0%
専業主婦（主夫）(n=482)	16 3.3%	32 6.6%	341 70.8%	85 17.6%	8 1.7%	482 100.0%



- 必要に応じ、利用を検討する
- どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない
- どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない
- クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない
- その他

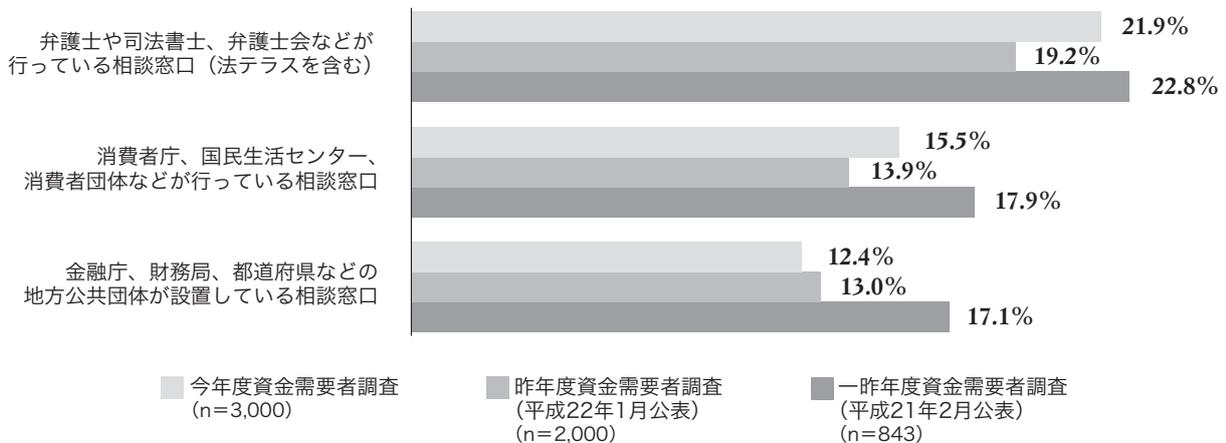
7) 多重債務者等の生活再建を支援する制度に関する調査結果

イ 「多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービス」 についての認知^(※1)

借入利用者に対して、多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの各制度に対する認知^(※1)について調査したところ、「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口（法テラス含む）」が21.9%（昨年度の資金需要者調査と比べて2.7ポイント上昇）と最も高く、次いで「消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口」が15.5%（同1.6ポイント上昇）、「金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口」が12.4%（同0.6ポイント低下）となっている。

図表4-40 借入利用者の多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの認知

	今年度資金需要者調査		昨年度資金需要者調査（平成22年1月公表）		一昨年度資金需要者調査（平成21年2月公表） ^(※2)	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口（法テラスを含む）	658	21.9%	384	19.2%	192	22.8%
消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口	464	15.5%	278	13.9%	151	17.9%
金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口	373	12.4%	260	13.0%	144	17.1%
回答者数	3,000	-	2,000	-	843	-



(※1) 「内容や利用方法について、よく知っている」、「制度の内容や利用方法について、ある程度理解している」をあわせた割合。

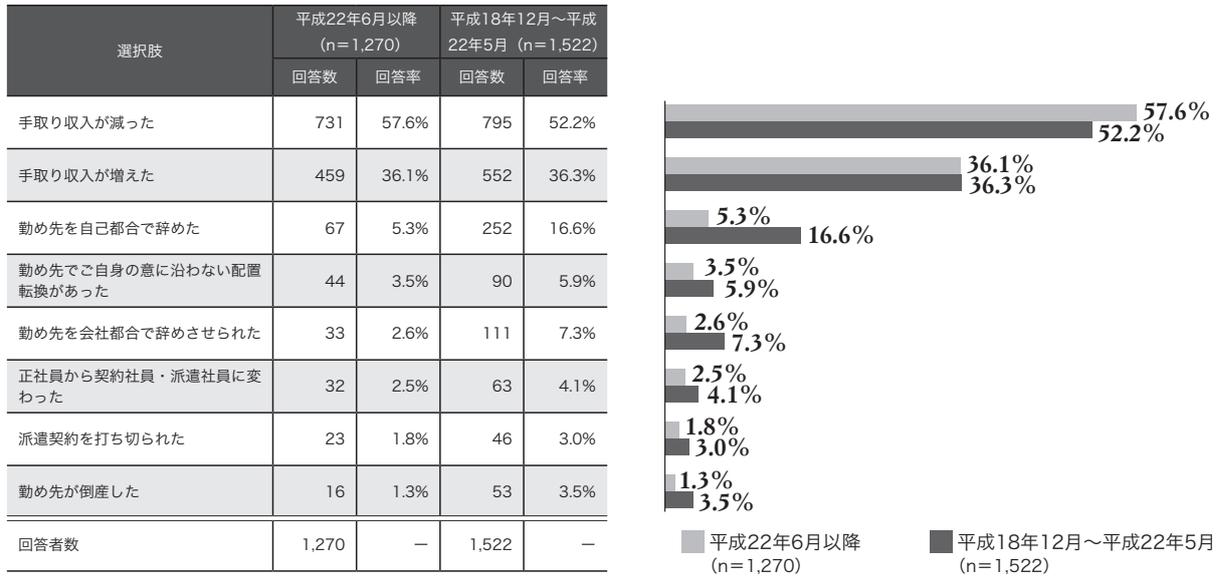
(※2) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告。

8) 借入利用者を取り巻く環境の変化に関する調査結果

イ 平成22年6月以降の生活環境の変化

借入利用者に対して、改正貸金業法が成立した平成18年12月から平成22年5月までと平成22年6月以降の生活環境の変化について調査したところ、平成22年6月の完全施行日以降に生活環境に変化があったとした借入利用者（42.3%）のうち、57.6%が「手取り収入が減った」と回答している。一方、「手取り収入が増えた」と回答した割合は36.1%となっている。

図表4-41 借入利用者の平成22年6月前後での生活環境の変化（複数回答）

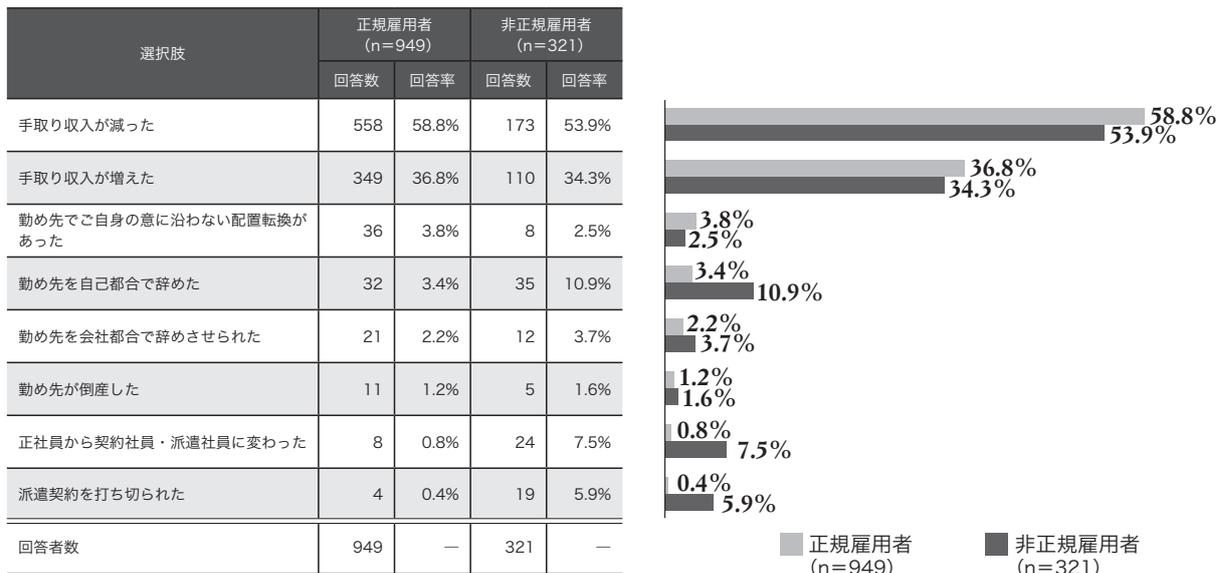


(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ロ 雇用形態別^(※1)の生活環境の変化

完全施行日以降に生活環境に変化があったとした借入利用者（全体の42.3%）に対して、雇用形態別に生活環境の変化を見ると、「手取り収入が減った」と回答した割合は、正規雇用者（74.7%）では58.8%、非正規雇用者（25.3%）では、53.9%となっている。

図表4-42 借入利用者の平成22年6月以降における、雇用形態別の生活環境の変化状況（複数回答）



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(※1) アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者（派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト）」に分けて調査した結果を指す。

9) 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体策に関する調査結果

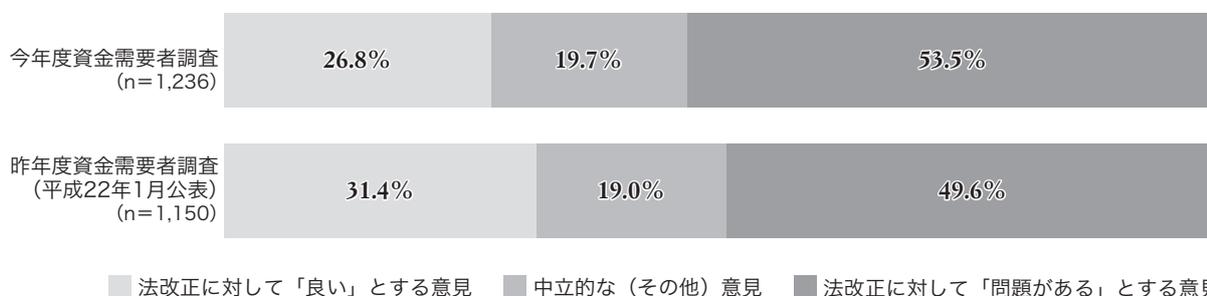
イ 借入利用者の改正貸金業法に対する意見の傾向

借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった借入利用者（全体の41.2%）のうち、「良い」とする意見は26.8%（昨年度の資金需要者調査と比べて4.6ポイント低下）、中立的な意見は19.7%（同0.7ポイント上昇）、「問題がある」とする意見は53.5%（同3.9ポイント上昇）となっている。

図表4-43 借入利用者の改正貸金業法に対する意見の分類

	法改正に対して「良い」とする意見	中立的な（その他）意見	法改正に対して「問題がある」とする意見	合計
今年度資金需要者調査（n=1,236）	339 26.8%	250 19.7%	678 53.5%	1,267 100.0%
昨年度資金需要者調査（平成22年1月公表）（n=1,150）	392 31.4%	237 19.0%	621 49.6%	1,250 100.0%

（注1）一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割したため、nは一致しない。

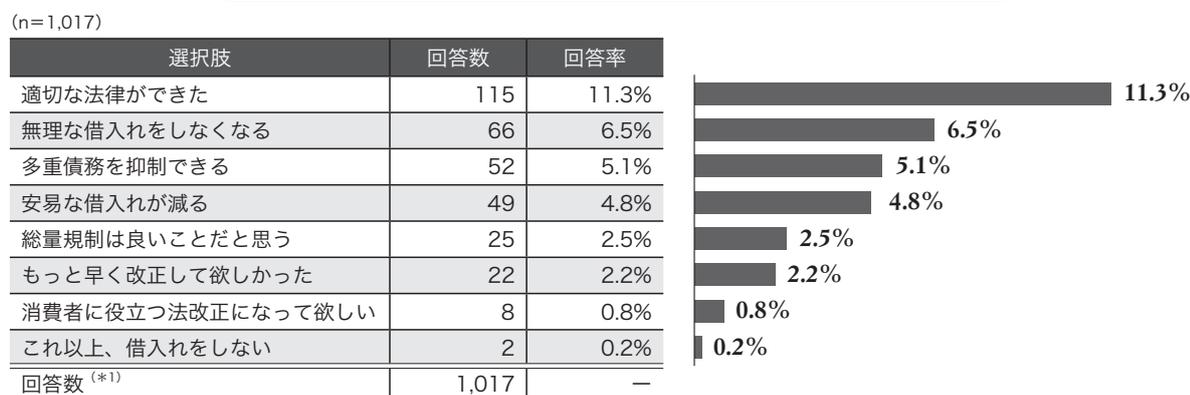


意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「もっと早くして欲しかった」など、改正貸金業法に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「どちらともいえない」など、改正貸金業法について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」など、改正貸金業法に対して、問題があるとする意見

ロ 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

法改正に対して「良い」とする意見の内訳では、「適正な法律ができた」（11.3%）が最も高く、「無理な借入れをしなくなる」（6.5%）が続いている。

図表4-44 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳



（*1）法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

ハ 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

法改正に対して「問題がある」とする意見では、「厳しすぎる法改正である」(25.7%)が最も高く、「ヤミ金融を利用せざるを得ない」(11.9%)、「収入が低い者に不利(本当に消費者のためになっているのか疑問)」(6.7%)といった意見が上位を占めている。

図表4-45 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

(n=1,017)

選択肢	回答数	回答率
厳しすぎる法改正である	261	25.7%
ヤミ金融を利用せざるを得ない	121	11.9%
収入が低い者に不利(本当に消費者のためになっているのか疑問)	68	6.7%
生活していけなくなりそうで困る	61	6.0%
救済策や相談対応などセーフティネットが不足	58	5.7%
返済できているのに、規制をかけるのはおかしい	33	3.2%
自己破産などが増えるかもしれない	24	2.4%
書類提出が面倒	16	1.6%
この不景気の中、なぜ、施行するのか疑問	10	1.0%
貸し手への更なる規制強化が必要	10	1.0%
信用情報機関への個人情報登録	6	0.6%
金融機関が代わりになっていない	6	0.6%
かえって多重債務者は困るかもしれない	4	0.4%
回答数 ^(※1)	1,017	—

(※1) 法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

ニ 専業主婦(主夫)の改正貸金業法に対する意見の傾向

専業主婦(主夫)の改正貸金業法の完全施行に対する意見では、回答のあった専業主婦(主夫)(全体の48.5%)のうち、「良い」とする意見は29.1%、中立的な意見は16.4%、「問題がある」とする意見は54.5%となっている。

図表4-46 専業主婦(主夫)の改正貸金業法意見の分類

(n=234)

選択肢	回答数	回答率
法改正に対して「良い」とする意見	71	29.1%
中立的な(その他)意見	40	16.4%
法改正に対して「問題がある」とする意見	133	54.5%
合計	244	100.0%

(注1) 一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割したため、nは一致しない。

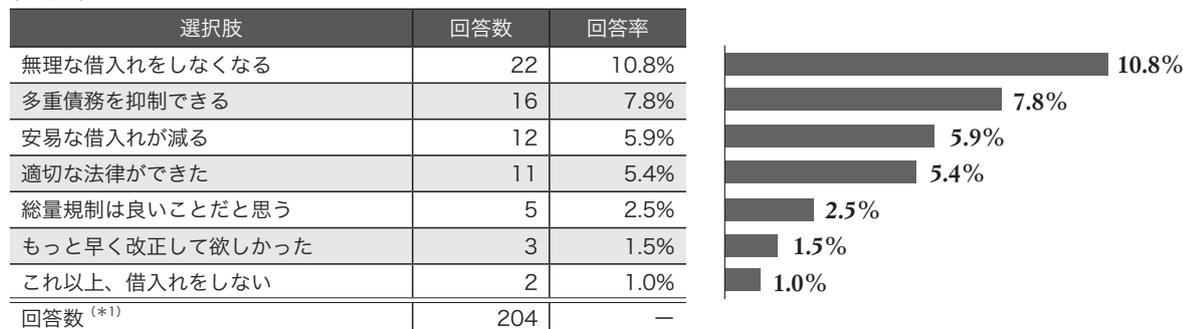
意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「もっと早くして欲しかった」など、改正貸金業法に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な(その他)意見	「どちらともいえない」など、改正貸金業法について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」など、改正貸金業法に対して、問題があるとする意見

ホ 専業主婦（主夫）の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

法改正に対して「良い」とする意見の内訳では、「無理な借入れをしなくなる」（10.8%）が最も高く、「多重債務を抑制できる」（7.8%）、「安易な借入れが減る」（5.9%）となっている。

図表4-47 専業主婦（主夫）の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

(n=204)



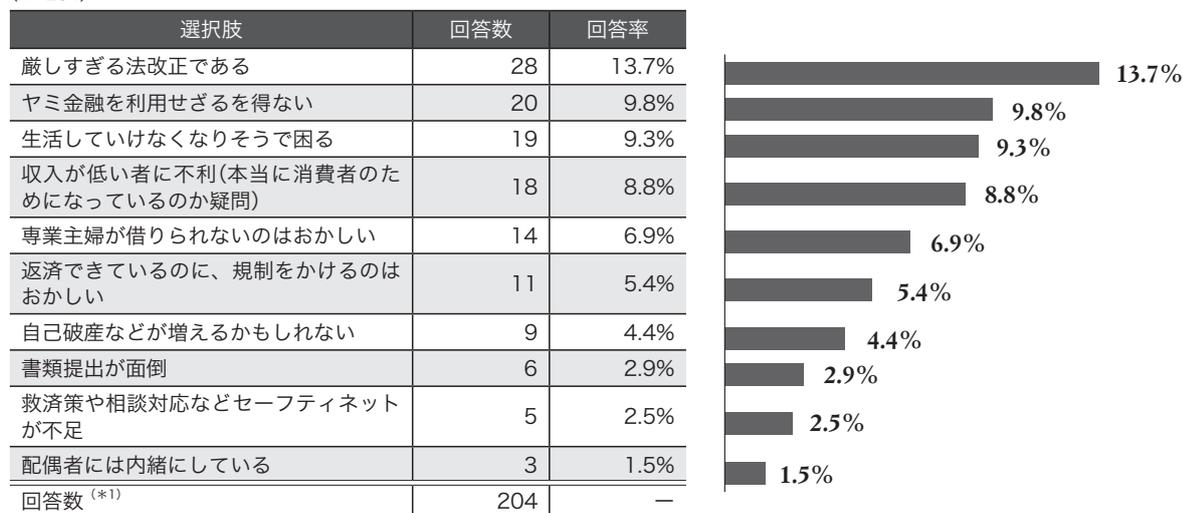
(※1) 法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

ヘ 専業主婦（主夫）の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

法改正に対して「問題がある」とする意見では、「厳しすぎる法改正である」（13.7%）が最も高く、「ヤミ金融を利用せざるを得ない」（9.8%）、「生活していけなくなりそうで困る」（9.3%）といった意見が上位を占めている。

図表4-48 専業主婦（主夫）の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

(n=204)



(※1) 法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

②事業者調査

1) 完全施行日以降の借入状況に関する調査結果

イ 申込状況

個人事業主・企業経営者（以下「事業者」と言う）に対して、完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、「借入れの申込みを行った」が41.9%、「借入れの申込みを行わなかった」が58.1%となっている。

図表4-49 事業者の完全施行日以降の申込状況

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
借入れの申込みを行った	442	41.9%
借入れの申込みを行わなかった	614	58.1%
合計 ^(※1)	1,056	100.0%



(※1)「わからない」と回答した方 (n=50) を除く。

ロ 借入結果

借入れの申込みを行ったとした事業者（全体の41.9%）に対して、借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が48.4%、「希望どおりの借入れができなかった」が51.6%となっている。

図表4-50 事業者の完全施行日以降の借入結果

(n=442)

選択肢	回答数	回答率
希望どおりの借入れができた	214	48.4%
希望どおりの借入れができなかった	228	51.6%
合計	442	100.0%



2) 希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動に関する調査結果

イ 希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした事業者（全体の20.6%）に対して、借入れできなくなった際にとった行動について調査したところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した（する）」が52.6%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた（借りる）」が37.7%、「事業の規模を縮小し、資金を捻出した（する）」が26.3%となっている。

また、事業者に対して借入れできなくなると仮定した場合にとる行動について調査したところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した（する）」が45.3%と最も高く、「家族や親族、友人・知人から借りた（借りる）」が24.1%、「事業の規模を縮小し、資金を捻出した（する）」が19.1%となっている。

図表4-51 事業者の完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動（複数回答）

	借入れできなかった際の行動 (n=228)		借入れできなくなると仮定した場合にとる行動 (n=1,106)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
個人の消費を切り詰めて資金を捻出した（する）	120	52.6%	501	45.3%
家族や親族、友人・知人から借りた（借りる）	86	37.7%	266	24.1%
事業の規模を縮小し、資金を捻出した（する）	60	26.3%	211	19.1%
取引先への支払いを繰り延べた（延べる）	58	25.4%	181	16.4%
公共料金の支払いを繰り延べた（延べる）	55	24.1%	138	12.5%
従業員の給与カットや解雇等により人件費を抑制した（する）	44	19.3%	199	18.0%
従業員への給与支払いを繰り延べた（延べる）	23	10.1%	94	8.5%
保有資産を売却して資金を捻出した（する）	20	8.8%	177	16.0%
返済ができないため、他者や相談窓口に相談した（する）	17	7.5%	122	11.0%
ヤミ金融等非正規業者から借りた（借りる）	14	6.1%	39	3.5%
事業の継続をあきらめ、自己破産等事業の清算手続きを行った（行う）	6	2.6%	115	10.4%
回答者数	228	—	1,106	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

3) 個人での借入金の事業性資金への転用経験に関する調査結果

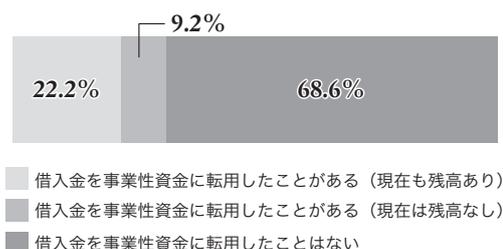
イ 個人での借入金の事業性資金への転用経験の有無

事業者に対して、個人での借入金を事業性資金に転用したことがあるかどうか調査したところ、転用したことがあると回答した割合は「転用したことがある（現在も残高あり）」(22.2%)、「転用したことがある（現在は残高なし）」(9.2%)を合わせて31.4%となっている。一方、「転用したことがない」と回答した割合は68.6%となっている。

図表4-52 事業者の個人としての借入金の事業性資金への転用経験の有無

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
借入金を事業性資金に転用したことがある（現在も残高あり）	246	22.2%
借入金を事業性資金に転用したことがある（現在は残高なし）	102	9.2%
借入金を事業性資金に転用したことはない	758	68.6%
合計	1,106	100.0%



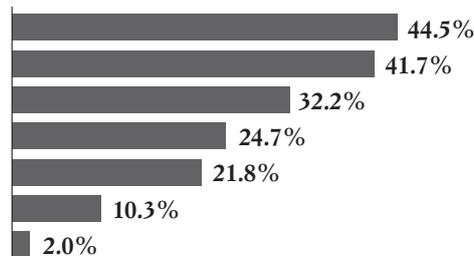
ロ 個人での借入金の事業性資金への転用目的

個人での借入金を事業性資金に転用したことがある事業者（全体の31.5%）に対して、転用目的について調査したところ、「仕入先への支払いに際し、不足分を補った」が44.5%（昨年度資金需要者調査よりも2.8ポイント低下）と最も高く、次いで「銀行への返済に際し、不足分を補った」が41.7%（同5.4ポイント上昇）となっている。

図表4-53 事業者の個人としての借入金の事業性資金への転用目的（複数回答）

(n=348)

選択肢	回答数	回答率
仕入先への支払いに際し、不足分を補った	155	44.5%
銀行への返済に際し、不足分を補った	145	41.7%
事業性ローンの返済に際し、不足分を補った	112	32.2%
従業員の給与支払いに際し、不足分を補った	86	24.7%
事業における投資に際し、不足分を補った	76	21.8%
不動産賃料の支払いに際し、不足分を補った	36	10.3%
その他	7	2.0%
回答者数	348	—



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

4) 借入れの際に必要な書類等の提出状況に関する調査結果

イ 借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類の提出有無

個人事業主に対して、貸金業者から借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類^(*)の提出を求められたことがあるか調査したところ、「求められたことがある」が64.9%、「求められたことはない」が35.1%となっている。

図表4-54 個人事業主の借入れの際に必要な書類等の提出

(n=755)

選択肢	回答数	回答率
提出を求められたことがある	490	64.9%
提出を求められたことはない	265	35.1%
合計	755	100.0%



(*) 事業実態が分かる書類として、以下の4つのうちいずれかの提出が必要となる。

①確定申告書 ②青色申告決算書 ③収支内訳書 ④納税証明書

貸付額が100万円を超える場合、以下の内容が含まれた返済能力の根拠となる書類の提出が必要となる。

①事業計画 ②収支計画 ③資金計画

貸付額が100万円以下の場合、以下の内容が含まれた書類の提出が必要となる。

①事業の状況 ②収支の状況 ③資金繰りの状況

ロ 借入れの際に必要な書類の提出有無

個人事業主に対して、借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類を提出したかどうか（あるいは、提出可能かどうか）について調査したところ、「提出した（提出は可能である）」が65.0%、「提出しなかった（提出はしない（困難である）」が35.0%となっている。

図表4-55 個人事業主の借入れの際に必要な書類の提出有無

(n=755)

選択肢	回答数	回答率
提出した（提出は可能である）	491	65.0%
提出しなかった（提出はしない（困難である））	264	35.0%
合計	755	100.0%



5) ヤミ金融等非正規業者の利用状況に関する調査結果

イ ヤミ金融等非正規業者との接触経験の有無

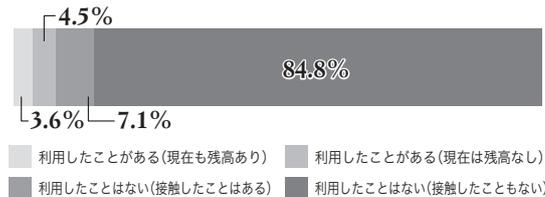
事業者に対して、ヤミ金融等非正規業者の接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在も残高あり）」(3.6%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(4.5%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(7.1%)をあわせて15.2%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は84.8%となっている。

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした事業者（全体の20.6%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(6.6%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(8.3%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(11.4%)をあわせて26.3%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は73.7%となっている。

図表4-56 事業者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

(n=1,106)

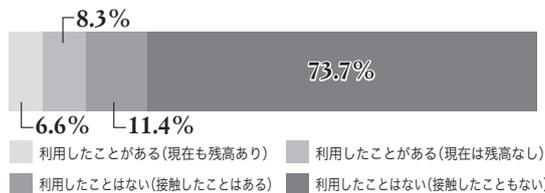
選択肢	回答数	回答率
利用したことがある(現在も残高あり)	40	3.6%
利用したことがある(現在は残高なし)	50	4.5%
利用したことはない(接触したことはある)	78	7.1%
利用したことはない(接触したこともない)	938	84.8%
合計	1,106	100.0%



図表4-57 希望どおりの借入れができなかった事業者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

(n=228)

選択肢	回答数	回答率
利用したことがある(現在も残高あり)	15	6.6%
利用したことがある(現在は残高なし)	19	8.3%
利用したことはない(接触したことはある)	26	11.4%
利用したことはない(接触したこともない)	168	73.7%
合計	228	100.0%



ロ 事業者のヤミ金融等非正規業者からの利用理由

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした事業者（全体の8.1%）に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」（50.0%）、「緊急にお金が必要になったから」（35.6%）が上位を占めている。

図表4-58 事業者のヤミ金融等非正規業者の利用理由（複数回答）

(n=90)

選択肢	回答数	回答率
正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから	45	50.0%
緊急にお金が必要になったから	32	35.6%
ヤミ金融等非正規業者だと分からなかったから	18	20.0%
以前から知っていた業者だったから	16	17.8%
回答者数	90	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

ハ 事業者のヤミ金融等非正規業者の利用意向

事業者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者から借入れをしない」が86.2%、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない」が8.6%、「必要に応じ、借入れを検討する」が4.8%となっている。

図表4-59 事業者のヤミ金融等非正規業者の利用意向

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
必要に応じ、借入れを検討する	53	4.8%
どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない	95	8.6%
どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れをしない	954	86.2%
その他	4	0.4%
合計	1,106	100.0%



- 必要に応じ、借入れを検討する
- どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない
- どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れをしない
- その他

6) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用状況に関する調査結果

イ クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

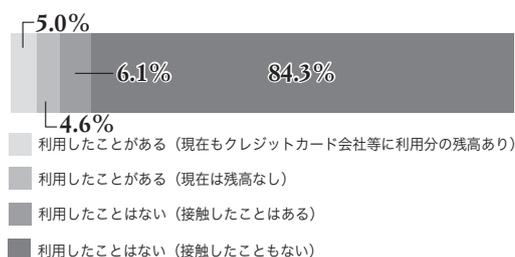
事業者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」（5.0%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（4.6%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（6.1%）をあわせて15.7%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は84.3%となっている。

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした事業者（全体の20.6%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」（8.8%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（12.7%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（12.3%）をあわせて33.8%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は66.2%となっている。

図表4-60 事業者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

(n=1,106)

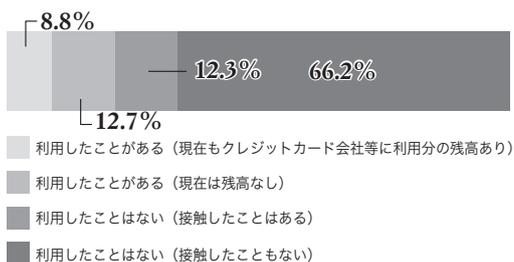
選択肢	回答数	回答率
利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）	55	5.0%
利用したことがある（現在は残高なし）	51	4.6%
利用したことはない（接触したことはある）	68	6.1%
利用したことはない（接触したこともない）	932	84.3%
合計	1,106	100.0%



図表4-61 希望どおりの借入れができなかった事業者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

(n=228)

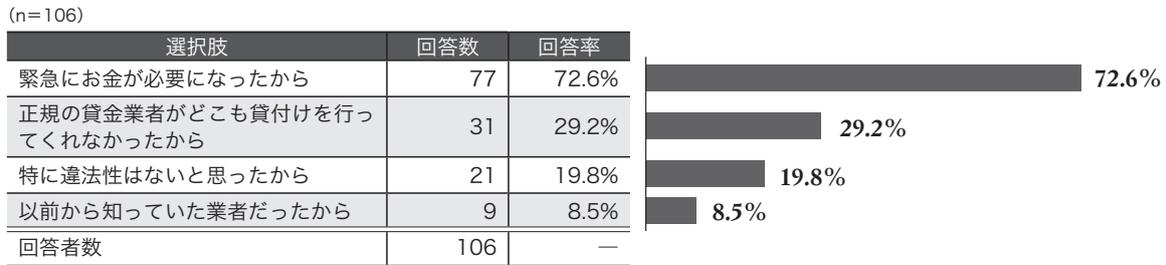
選択肢	回答数	回答率
利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）	20	8.8%
利用したことがある（現在は残高なし）	29	12.7%
利用したことはない（接触したことはある）	28	12.3%
利用したことはない（接触したこともない）	151	66.2%
合計	228	100.0%



ロ クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした事業者(全体の9.6%)に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が72.6%と最も高く、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が29.2%、「特に違法性はないと思ったから」が19.8%となっている。

図表4-62 事業者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由（複数回答）



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

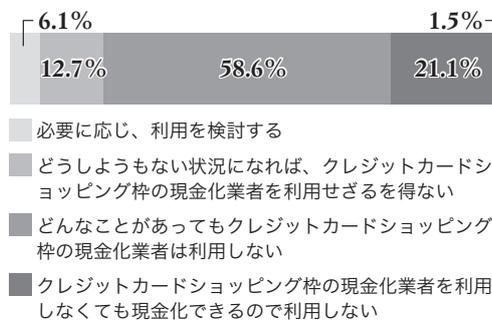
ハ クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

事業者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」が58.6%、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない」が12.7%、「必要に応じ、利用を検討する」が6.1%となっている。

図表4-63 事業者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
必要に応じ、利用を検討する	68	6.1%
どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない	141	12.7%
どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない	647	58.6%
クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない	233	21.1%
その他	17	1.5%
合計	1,106	100.0%



7) 平成18年当時からの事業環境の変化に関する調査結果

イ 事業環境の変化

事業者に対して、改正貸金業法が成立した平成18年当時からの事業環境の変化について調査したところ、「良くなった」が8.2%、「厳しくなった」が76.4%、「変化していない」が15.4%となっている。

図表4-64 事業者の事業環境の変化

(n=1,106)

選択肢	回答数	回答率
良くなった	91	8.2%
厳しくなった	845	76.4%
変化していない	170	15.4%
合計	1,106	100.0%



ロ 借入先の融資姿勢

事業者に対して、借入先の融資姿勢について調査したところ、厳しくなったと回答した割合は、消費者金融会社が「大変厳しくなった」(32.8%)、「厳しくなった」(30.2%)をあわせて63.0%、クレジットカード会社・信販会社では「大変厳しくなった」(29.8%)、「厳しくなった」(30.5%)をあわせて60.3%となっている。

図表4-65 事業者の借入先の融資姿勢の変化

	大変厳しくなった	厳しくなった	あまり変わらない	緩和された	非常に緩和された	合計
銀行(n=719)	194	181	302	24	18	719
信用金庫・信用組合(n=641)	152	165	286	25	13	641
日本政策金融公庫(n=549)	118	121	264	33	13	549
その他金融機関(n=418)	108	103	192	10	5	418
商工ローン(n=422)	90	105	208	16	3	422
消費者金融会社(n=451)	148	136	150	15	2	451
クレジットカード会社・信販会社(n=607)	181	185	215	18	8	607
地方自治体(n=347)	78	72	184	12	1	347
家族や親族、友人・知人(n=468)	102	101	242	18	5	468
ヤミ金融等非正規業者(n=222)	44	46	113	8	11	222
その他(n=193)	47	30	107	8	1	193



8) 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体例に関する調査結果

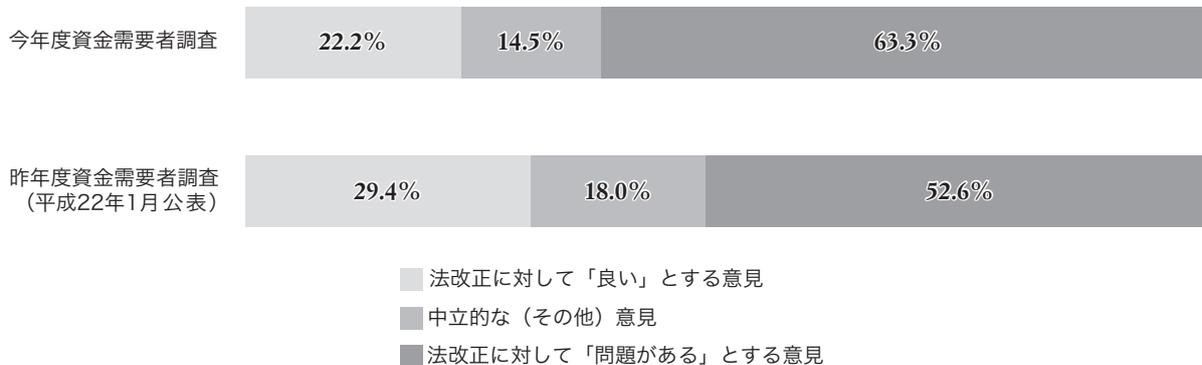
イ 事業者の改正貸金業法に対する意見の傾向

事業者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった事業者（全体の36.2%）のうち、「良い」とする意見は22.2%（昨年度の資金需要者調査と比べて7.2ポイント低下）、中立的な意見は14.5%（同3.5ポイント低下）、「問題がある」とする意見は63.3%（同10.7ポイント上昇）となっている。

図表4-66 事業者の改正貸金業法に対する意見の分類

	法改正に対して「良い」とする意見	中立的な（その他）意見	法改正に対して「問題がある」とする意見	合計
今年度資金需要者調査（n=401）	92 22.2%	60 14.5%	263 63.3%	415 100.0%
昨年度資金需要者調査（平成22年1月公表） （n=952）	298 29.4%	183 18.0%	534 52.6%	1,015 100.0%

（注1）一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割したため、nは一致しない。



意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「もっと早くして欲しかった」など、改正貸金業法に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「どちらともいえない」など、改正貸金業法について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」など、改正貸金業法に対して、問題があるとする意見

ロ 事業者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

法改正に対して「良い」とする意見の内訳では、「適切な法律ができた」(9.0%)が最も高く、「無理な借入れをしなくなる」(6.2%)、「多重債務を抑制できる」(3.4%)となっている。

図表4-67 事業者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

(n=341)

選択肢	回答数	回答率
適切な法律ができた	32	9.0%
無理な借入れをしなくなる	22	6.2%
多重債務を抑制できる	12	3.4%
もっと早く改正して欲しかった	7	2.0%
安易な借入れが減る	7	2.0%
安心できる	5	1.4%
総量規制は良いことだと思う	4	1.1%
消費者に役立つ法改正になって欲しい	3	0.8%
回答数 ^(*)	355	—

(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

(*) 法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

ハ 事業者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

法改正に対して「問題がある」とする意見では、「事業や生活が行き詰まる」(14.1%)が最も高く、「厳しすぎる法改正である」(13.8%)、「行政は企業経営や事業主を理解していない」(13.8%)といった意見が上位を占めている。

図表4-68 事業者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

(n=341)

選択肢	回答数	回答率
事業や生活が行き詰まる	50	14.1%
厳しすぎる法改正である	49	13.8%
行政は企業経営や事業主を理解していない	49	13.8%
ヤミ金融を利用せざるを得ない	33	9.3%
救済策や相談対応などセーフティネットが不足	16	4.5%
返済できているのに、規制をかけるのはおかしい	14	3.9%
手軽に借入れできず、面倒だ	13	3.7%
一律の規制はおかしい	13	3.7%
自己破産などが増えるかもしれない	8	2.3%
この不景気の中、なぜ、施行するのか疑問	7	2.0%
書類提出が面倒	5	1.4%
急ぎすぎる対応であり、段階的な規制を望む	3	0.8%
貸し手への更なる規制強化が必要	2	0.6%
信用情報機関への個人情報登録が不安	1	0.3%
回答数 ^(*)	355	—

(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

(*) 法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見の数。

3 本章のまとめ

1 「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」より

①借入利用者の完全施行後の借入申込状況

1) 総量規制^{(*)1}に該当する借入利用者(以下「総量規制該当者」と言う。)

総量規制該当者に対して、改正貸金業法^{(*)2}の完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、新規の申込みについては41%が借入れの申込みを行ったと回答し、59%が行わなかったと回答している。一方、既に契約している借入枠内での利用については、借入れの申込みを行ったと回答した割合が70%となっている。

2) 専業主婦(主夫)

専業主婦(主夫)に対して完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、新規の申込みについては34%が借入れの申込みを行ったと回答し、66%が行わなかったと回答している。一方、既に契約している借入枠内での利用については、借入れの申込みを行ったと回答した割合が64%となっている。

②希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと

1) 総量規制該当者

希望どおり借入れすることができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったことについて調査したところ、「衣料費、食費等の補填」(40%)、「住民税・自動車税等の税金の支払い」(32%)といった日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占めている。

2) 専業主婦(主夫)

希望どおりの借入れができなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったことについて調査したところ、「衣料費、食費等の補填」(51%)、「電気・ガス・水道等の光熱費の支払い」(34%)、「医療費」(27%)といった回答が上位を占めている。

3) 個人事業主

総量規制に該当する個人事業主(以下「個人事業主」と言う。)に対して、希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったことについて調査したところ、

「事業資金の補填」(56%)、「国民健康保険の保険料の支払い」(42%)、「住民税・自動車税等の税金の支払い」(41%)、「国民年金保険料の支払い」(39%)といった回答が上位を占めている。

③希望どおりの借入れができなかった総量規制該当者の借入ニーズ

1) 総量規制該当者

今後の借入れの必要性について調査したところ、今後の借入れが必要であると回答した割合は、希望どおりの借入れができなかったとした総量規制該当者では76%を占めている。

2) 個人事業主

今後の借入れの必要性について調査したところ、今後の借入れが必要であると回答した割合は、希望どおりの借入れができなかったとした個人事業主では81%となっている。

2 「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」より

①借入利用者の完全施行後の借入申込状況

1) 借入利用者

イ 借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、「借入れの申込みを行った」が42%、「借入れの申込みを行わなかった」が58%となっている。

ロ 借入れの申込みを行ったとした借入利用者に対して、借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が58%、「希望どおりの借入れができなかった^{(*)3}」が42%となっている。

ハ 借入れの申込みを行わなかったとした借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」が88%と最も高く、次いで「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が10%、「既存の借入先からの通知やお客センター等への問合せにより、新たな借入れができないことを知ったから」が3%となっている。(複数回答)

2) 個人事業主・企業経営者(以下「事業者」と言う。)

イ 事業者に対して、完全施行日以降の借入れの申込状況について調査したところ、「借入れの申込みを行った」が42%、「借入れの申込みを行わなかった」が58%となっている。

ロ 借入れの申込みを行ったとした事業者に対して、借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が48%、「希望どおりの借入れができなかった」が52%となっている。

②希望どおりの借入れができなかった際にとった行動

1) 借入利用者

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の18%)に対して、その際にとった行動では、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめた」が52%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が28%、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、現在の借入金を返済した」が19%となっている。(複数回答)

2) 事業者

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした事業者(全体の21%)に対して、借入れできなくなった際にとった行動について調査したところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した(する)」が53%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた(借りる)」が38%、「事業の規模を縮小し、資金を捻出した(する)」が26%となっている。(複数回答)

③希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと

1) 借入利用者

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の18%)に対して、その際に困ったことについて調査したところ、「納税・納付などの支払いが遅れた(遅れそうだ)」(43%)、「衣料費・食費が足りない(食材が買えない)」(31%)といった項目が上位を占めている。(複数回答)

④借入れの返済余力

1) 借入利用者

イ 借入利用者に対して、現在の借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(71%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(4%)をあわせて75%と

なっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(13%)、「月々の返済に困っている」(12%)をあわせて25%となっている。

ロ 借入利用者のうち総量規制に該当する回答者(全体の46%)の借入れの返済余力を見ると、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(60%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(4%)をあわせて64%となっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(16%)、「月々の返済に困っている」(20%)をあわせて36%となっている。

ハ 専業主婦(主夫)では、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である」(72%)、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である」(4%)をあわせて76%となっている。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある」(14%)、「月々の返済に困っている」(10%)をあわせて24%となっている。

⑤借入れに必要な書類の提出について

1) 借入利用者

イ 借入利用者に対して、貸金業者から借入れの際に収入を証明する書類等^{(*)4}の提出を求められたことがあるか調査したところ、53%が「提出を求められたことがある」と回答した。また、専業主婦(主夫)^{(*)5}では、23%が「提出を求められたことがある」と回答している。

ロ 借入利用者に対して、借入れの際に収入を証明する書類を提出したかどうか(あるいは、提出可能かどうか)について調査したところ、63%が「提出した(提出は可能である)」と回答した。また、専業主婦(主夫)では、「提出した(提出は可能である)」と回答した割合は22%となっている。

2) 個人事業主

イ 個人事業主に対して、貸金業者から借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類の提出を求められたことがあるか調査したところ、「求められたことがある」が65%、「求められたことはない」が35%となっている。

- ロ 個人事業主に対して、借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類を提出したかどうか（あるいは、提出可能かどうか）について調査したところ、「提出した（提出は可能である）」が65%、「提出しなかった（提出はしない（困難である）」が35%となっている。

⑥個人での借入金の事業性資金への転用について

1) 事業者

- イ 事業者に対して、個人での借入金を事業性資金に転用したことがあるかどうか調査したところ、「転用したことがある」が31%、「転用したことがない」が69%となっている。
- ロ 個人での借入金を事業性資金に転用した経験があるとした事業者（全体の31%）に対して、転用目的について調査したところ、「仕入先への支払いに際し、不足分を補った」が45%と最も高く（昨年度資金需要者調査^(*6)よりも3ポイント低下）、次いで「銀行への返済に際し、不足分を補った」が42%となっている（同5ポイント上昇）。（複数回答）

⑦ヤミ金融等非正規業者の利用動向

1) 借入利用者

- イ 借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0.3%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(2%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(4%)をあわせて6%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は94%となっている。
- ロ 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者（全体の18%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0.4%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(5%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(9%)をあわせて14%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は86%となっている。
- ハ 専業主婦（主夫）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(0%)、「利用したことがあ

る（現在は残高なし）」(0.4%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(4%)をあわせて4%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は96%となっている。

2) 事業者

- イ 事業者に対して、ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(4%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(4%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(7%)をあわせて15%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は85%となっている。
- ロ 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした事業者（全体の21%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」(7%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(8%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(11%)をあわせて26%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は74%となっている。
- ハ ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした事業者（全体の8%）に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」(50%)、「緊急にお金が必要になったから」(36%)が上位を占めている。（複数回答）

⑧クレジットカードショッピング枠の現金化業者^(*7)の利用動向

1) 借入利用者

- イ 借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」(2%)、「利用したことがある（現在は残高なし）」(2%)、「利用したことはない（接触したことはある）」(4%)をあわせて8%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は92%となっている。
- ロ 完全施行日以降に希望どおりの借入れがで

きなかったとした借入利用者（全体の18%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」（6%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（4%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（5%）をあわせて15%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は85%となっている。

ハ 専業主婦（主夫）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」（1.7%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（1%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（1.7%）をあわせて4%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は96%となっている。

2) 事業者

イ 事業者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）」（5%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（5%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（6%）をあわせて16%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は84%となっている。

ロ 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした事業者（全体の21%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）」（9%）、「利用したことがある（現在は残高なし）」（13%）、「利用したことはない（接触したことはある）」（12%）をあわせて34%となっている。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は66%となっている。

ハ クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした事業者（全体の10%）に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が73%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が29%、「特に違法性はないと思ったから」が20%となっている。（複数回答）

⑨多重債務に対する生活再建をフォローする相談サービスについて

1) 借入利用者

イ 借入利用者に対して、多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの各制度に対する認知^(*8)について調査したところ、「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口（法テラス含む）」が22%（昨年度資金需要者調査と比べて3ポイント上昇）と最も高く、次いで「消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口」が16%（同2ポイント上昇）、「金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口」が12%（同1ポイント低下）となっている。

⑩改正貸金業法の完全施行日以降の生活環境の変化について

1) 借入利用者

イ 完全施行日以降に生活環境に変化があったとした借入利用者（全体の42%）に対して、その生活環境の変化について調査したところ、58%が「手取り収入が減った」と回答している。一方、「手取り収入が増えた」と回答している割合は36%となっている。（複数回答）

ロ 雇用形態別^(*9)に生活環境の変化を見ると、「手取り収入が減った」と回答した割合は、正規雇用者（75%）では59%、非正規雇用者（25%）では54%となっている。（複数回答）

2) 事業者

イ 事業者に対して、平成18年当時からの事業環境の変化などについて調査したところ、「厳しくなった」が77%と最も高く、次いで「変化していない」が15%、「良くなった」が8%となっている。

ロ 借入先の融資姿勢について調査したところ、厳しくなったと回答した割合は、消費者金融会社が「大変厳しくなった」（33%）、「厳しくなった」（30%）をあわせて63%、クレジットカード会社・信販会社では「大変厳しくなった」（30%）、「厳しくなった」（30%）をあわせて60%となっている。

⑪改正貸金業法の完全施行への意見

1) 借入利用者

イ 借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった借入利用者（全体の41%）のうち、良いとする意見は27%（昨年度資金需要者調査と比べて4ポイント低下）、中立的な意見は20%（同1ポイント上昇）、問題があるとする意見は53%（同3ポイント上昇）となっている。

ロ 法改正に対して良いとする意見の内訳では、「適正な法律ができた」が11%と最も高く、「無理な借入れをしなくなる」が7%となっている。一方、法改正に対して問題があるとする意見では、「厳しすぎる法改正である」(26%)、「ヤミ金融を利用せざるを得ない」(12%)といった意見が上位を占めている。

ハ 専業主婦（主夫）の改正貸金業法の完全施行に対する意見では、回答のあった専業主婦（主夫）（全体の49%）のうち、良いとする意見は29%、中立的な意見は16%、問題があるとする意見は55%となっている。

2) 事業者

イ 事業者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった事業者（全体の36%）のうち、良いとする意見は22%（昨年度資金需要者調査と比べて7ポイント低下）、中立的な意見は15%（同3ポイント低下）、問題があるとする意見は63%（同10ポイント上昇）となっている。

ロ 法改正に対して良いとする意見の内訳では、「適正な法律ができた」が9%と最も高く、「無理な借入れをしなくなる」が6%となっている。一方、法改正に対して問題があるとする意見では、「事業や生活が行き詰まる」(14%)、「厳しすぎる法改正である」(14%)、「行政は企業経営や事業主を理解していない」(14%)といった意見が上位を占めている。

- (※1) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付けを禁止する規制（一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付けを禁止したもの）。
- (※2) 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行された。平成22年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ（5,000万円）等の改正貸金業法第4条施行（完全施行）が行われた。
- (※3) 借入れ申込みに対する結果が、「借入れできたが、希望どおりの金額ではなかった」「（希望どおりの金額ではなかったので、）借入れをやめた」「借入れを断られた（借入れできなかった）」とした回答者。
- (※4) 収入を証明する書類として、以下の書類を指す。
①源泉徴収票、②所得証明書類、③支払調書、④納税通知書、⑤青色申告決算書、⑥確定申告書、⑦収支内訳書、⑧年金証書、⑨年金通知書、⑩給与の支払明細書
- (※5) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。
①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面
- (※6) 平成22年1月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告。
- (※7) クレジットカードで商品を購入させ、手数料を差し引いた金額で買い取る業者や、ほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、その代金の何割かをキャッシュバックする業者等を指す。これらに限らず、換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりするケースもある。
- (※8) 「内容や利用方法について、よく知っている」、「制度の内容や利用方法について、ある程度理解している」をあわせた割合。
- (※9) アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者（派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト）」に分けて調査した結果を指す。